

女性のためのアジア平和国民基金

三者合同懇談会

平成 10 年 10 月

関係資料

三者懇談会

日時 平成10年10月13日(火) 18時～21時
場所 全日空ホテル 地下1階 瑞雲の間

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

添 付 資 料

- 1、事業計画日程（10月～11月） …… 1～3
- 2、宮中晩餐での天皇陛下のお言葉 …… 4～5
- 3、宮中晩餐での金大中大統領の答辞 …… 6～7
- 4、日韓共同宣言
— 21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ …… 8～18
- 5、金大中大統領日本国会演説文 …… 19～26
- 6、元「慰安婦」ハルモニー同からの要請文 …… 27～28
- 7、フィリピン人元「慰安婦」訴訟東京地裁判決、関係記事 …… 29～42

※ 金大中大統領訪日関係新聞記事 ①

※ 新聞記事、公電、その他 ②

10月

- 13日(火) 三者懇談会 18:00 (全日空ホテル)
- 14日(水) NGO支援審査会 18:30 (基金会議室)
(後期申請総数 21件)
- 22日(木) フィリピン医療福祉評価会 10:00 (比政府社会福祉開発省、ケソン)
- 23日(金) マクドウガル勉強会 I 18:00 (基金会議室)
- 27日(火) 法政国際政治ゼミ交流 14:30 (法政大学)
- 29日(木) マクドウガル勉強会 II 18:00 (基金会議室)

11月

3-4日(火、水) 1998年国際会議 (タイ国、バンコク市) 別紙添付資料参照
「国際人身売買 No!」

- 10日(火) フォーラム イン 東京 18:30 (国連大学ホール)
- 20日(金) 資料委員会 18:00 (基金会議室)
- 25日(水) フォーラム イン 札幌 18:00 (ホテル・ポールスター札幌)

1998国際会議

テーマ	「国際人身売買 NOI」
日時	1998年11月3-4日
場所	タイ国 バンコク市 国連 ESCAP 会議場
共催	国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP)、国際労働機関 (ILO)、 国際移住機関 (IOM)、財団法人女性のためのアジア平和国民基金 (AWF)
協力	タイ国政府

目的

女性並びに子どもの国際的な売買の問題は、過去20年以上に渡り、さらに現在でも、アジア地域における最優先の課題の一つです。第4回世界女性会議、1994年の IOM 主催の移住者売買問題に関する世界会議、1996年のストックホルム「子どもの商業的性的搾取撲滅」世界会議、昨年のフィリピン政府とアジア女性基金共催のマニラ会議等により、二国間、アジア地域における問題の所在、実態については、既に把握されてきました。

この問題あるいは実態について、アジア地域の政府、民間支援団体は、きわめて先端的な調査や研究を重ねてきており、従って、政府、NGO および国際機関がどのような対応をするかはきわめて注目されています。

この会議により、最低限の参加国による規制の宣言、国内法制度の整備、具体的な行動計画の確立に寄与することを目指しています。

プログラム(案)

1998年11月3日(火)

10:00-10:30	開会式	主賓、主催者挨拶
10:30-12:00	基調講演	サイスリー・チュテイクル氏 (東南アジア地域) サビットリ・グナセケラ氏 (法的側面) 交渉中 アイリーン・スキニダ (カナダ) 交渉中
12:00-13:30	レセプション	
13:30-15:00	パネル・ディスカッション	「新たな傾向、取り組みと行動計画」 民間支援団体の役割
15:00-15:30	休憩	
15:30-17:00	パネル・ディスカッション	「新たな傾向、支援と行動計画」 政府ならびに国際機関の役割

1998年11月4日(水)

9:00-9:30	全体会	「新たな対応」
9:30-12:30	分科会	1) 民間支援団体 2) 政府、国際機関
12:30-13:30	昼食	
14:00-15:30	提案、宣言草案作成	
15:30-16:00	休憩	
16:00-17:00	全体会	
	閉会式	

1998 Regional Conference on *Trafficking in Women*

DATE November 3-4, 1998 (arrival November 2 and departure November 5, 1998)
VENUE UN ESCAP Conference Centre, Bangkok, Thailand
WITH UNESCAP, ILO, IOM and AWF in cooperation of Government of Thailand

Background

The Beijing Platform for Action adopted at the Fourth World Conference on Women affirmed that "the effective suppression of trafficking in women and girls for the sex trade is a matter of pressing international concern". In the ESCAP region, the issue of trafficking of women has become an important issue without borders affecting countries within Asia as well as other part of the world.

The Conference will be held to discuss and analyze critical issues pertaining to the issue of action against trafficking, focussing on new trends, approaches and support needed in the light of the prevailing political, economic and social environment. Deliberations are envisaged to result in the formulation of effective strategies and guidelines to combat trafficking, culminating in a regional plan of action which will provide the framework for further action at the national and sub-regional level.

Tentative Agenda

3 November (Tuesday)

- 10:00-10:30 Opening
Greetings from representative of the Government of Thailand, ESCAP, IOM, AWF, and others
- 10:30-12:00 Keynote speeches "Action Against Traffic in Women as Violation of Human Rights and Human Dignity"
Dr. Saisuree Chutikul Southeast Asia Sub-region (confirmed)
Prof. Dr. Savitri Goonasekera South Asia Region and legal aspect (not yet)
Prof. Dr. Eileen Skinnider International Centre for Criminal Law Reform University of British Columbia, Canada (not yet)
- 12:00-1:30 Reception
- 1:30-3:00 Panel Discussion "New Trends, Approaches and Actions"
Role of NGOs
- 3:00-3:30 Coffee Break
- 3:30-5:00 Panel Discussion "New Trends, Support and Actions"
Role of Government and International Organizations

4 November (Wednesday)

- 9:00-9:30 Plenary "Towards a New Response"
- 9:30-12:30 Working Group Session 1) NGO Group
2) Government and International Organizations
- 12:30-2:00 Lunch Break
- 2:00-3:30 Drafting of Recommendations, Statement or Declaration in each group
- 3:30-4:00 Coffee Break
- 4:00-5:00 Adopting the recommendation, statement, or declaration
Closing
-

(案)

アジア女性基金フォーラム イン東京

女性と人権 — アジア女性基金の取り組みと直面する問題

国連人権小委・マクドゥーガル報告…
紛争下の組織的強姦と「慰安婦」問題をめぐって

今年は世界人権宣言50周年にあたります。国連で女性と人権について語られていること、アジア女性基金の活動と役割——について報告、討論をします。

基調講演

「国連差別防止・少数者保護小委員会マクドゥーガル報告をめぐって——議論の現場から——」

横田洋三 (東京大学教授、国連人権小委員会・代理委員)

*

今年8月、国連人権委員会差別防止・少数者保護小委員会(人権小委)で、マクドゥーガル報告書「武力紛争下における組織的強姦、性的奴隷制および奴隷制類似の取扱い」が提出されました。ここで報告された世界各地で起きている緊急事態、そして「慰安婦」問題。マクドゥーガル報告をめぐって議論に加わったご本人の講演です。

パネルディスカッション

「紛争下における女性への性暴力・過去と現在——アジア女性基金の取組みと 直面する問題」

《パネリスト》

和田春樹 (東京大学名誉教授)

横田洋三 (東京大学教授、国連人権小委員会・代理委員)

橋本ヒロ子 (十文字学園女子大学助教授)

伊勢桃代 (アジア女性基金専務理事兼事務局長) / 進行

*

「慰安婦」問題をめぐって各国の状況とアジア女性基金の活動について報告、討論を行います。あわせて今日的な女性の問題、特に「紛争下における女性への性暴力」に対する取組みについて報告、討論します。

日時：1998年11月10日(火)
18:30～20:45 開場 18:00

会場：国連大学 3階会議場

電話 03-3499-2811

地下鉄銀座線・千代田線「表参道」駅

- 参加無料です。プログラムは一部変更されることがあります
- お問い合わせ：アジア女性基金 電話 03-3583-9346

主催：財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

平成十年十月七日

この度、大韓民国大統領金大中閣下が、令夫人と共に、国賓として我が国を御訪問になりましたことに対し、心から歓迎の意を表します。ここに、今夕を共に過ごしますことを誠に喜ばしく思います。

一衣帯水の地にある貴国と我が国の人々の間には古くから交流があり、貴国の文化は我が国に大きな影響を与えてまいりました。八世紀に我が国で書かれた歴史書、日本書紀からは様々な交流の跡がうかがえます。その中には、百済の阿花（あか）王、我が国の応神天皇の時、百済から、経典に詳しい王仁（わに）が来日し、応神天皇の太子、菟道稚郎子（うじのわきいらつこ）に教え、太子は諸典籍に深く通じるようになったことが記されています。この話には、当時の国際社会の国と国との関係とは別に、個人と個人との絆が固く結ばれている様子が感じられます。後には百済から、五経博士、医博士、曆博士などが交替で来日するようになり、また、仏教も伝来しました。貴国の多くの人々が我が国の文化の向上に尽くした貢献は極めて大きなものであったと思います。

このような密接な交流の歴史のある反面、一時期、我が国が朝鮮半島の人々に大きな苦しみをもたらした時代がありました。そのことに対する深い悲しみは、常に、私の記憶にとどめられております。

両国の間には、様々な局面をもつ長い歴史があります。私たちは、このような関係にある両国の歴史を、常に真実を求めて理解することに努めるとともに、両国の人々の努力によって芽生えつつある相互の評価と敬愛の念を、未来に向かって育てていかなければならないと思います。日韓両国が、共通の目的としてよりよい民主国家としての在り方を求め、互いに心して、在るべき今後の関係を築いていくことを切に願いたします。

近年、幸いなことに、両国の人々の熱意と努力によって様々な分野で交流が進み、相互理解と友好関係が増進してきていることは喜ばしいことであります。特に若い世代の人々の交流が盛んになってきていることは、今後の両国関係の発展に大きな期待をもたせるものであります。先日も政府の主催する日本・韓国青年親善交流事業の一つとして貴国を訪問した青年韓国派遣団に会いましたが、団員が貴国の人々の心に触れ、貴国への理解と親しみを深めて来たことをうれしく感じました。また、昨年五月、大阪において開催された「日韓青少年交流ネットワークフォーラム」は、様々な分野で国際交流に携わる日韓の青少年が一堂に会し、自らの手で今後の交流の在り方を論議し、展望を開いていく上で大変に意義深い試みでありました。今後とも、両国民が、共に、揺るがぬ信頼と友好をはぐくみ、豊かな友好協力の関係を築いていくことを切に願ってやみません。

大統領閣下が、この度、我が国を御訪問になったことは、両国関係の将来にとって極めて大きな意義をもつものであります。短く、多忙な御滞在ではありますが、我が国各界の人々と広くお接しになるとともに、深まりゆく我が国の秋の風物をお楽しみいただきたく思います。この度の御訪日が、秋の実りのごとく、大統領閣下並びに令夫人にとって実り多く快適なものとなりますよう希望いたします。

ここに大統領閣下並びに令夫人の御健勝と大韓民国国民の幸せを祈って、杯を挙げたく思います。

官中晩餐での金大統領の答辞

天皇・皇后両陛下と天皇家の皆様、
総理大臣閣下ご夫妻、並びに、ご来臨の貴賓皆様。

私たち夫妻と一行をあたたかくお迎え下さり、かくも盛大な晩餐会を催して下さいましたことに、厚く御礼申し上げます。

私は、陛下が只今、韓国と日本両国間の交流と協力関係の増進について、深いご関心を表明して下さいましたのを、感銘深く傾聴しました。

われわれ両国は近い隣国同士として、長くかつ篤い交流の歴史を有しており、お互いの発展に資してきた貴重な経験を共有しています。

特に、両国の歴史は既に久しい以前より、両国の善隣友好関係を重視した多くの先覚者がいたことを記録しています。私は、わが韓国はもとより、日本にも、韓国と良い関係を結ぶために努力してこられた方々が、大勢おられるものと承知しております。

15世紀の中期、朝鮮通信使の一員として日本を訪れた申叔舟という政府高官は、『海東諸国記』の中で、『隣国に対するには礼が基本であり、その次に誠意を尽くすべきである』と記しました。5百年後のわれわれ皆に与える意味が、実に大きいと言えます。

今日、われわれ両国の国民の中には、お互いの文化の持つ長所を高く評価して受入れ、自身の文化をより豊かにしようとする努力が、さらに活発になりつつあります。

事実、両国の緊密な協力が重要であるということは、単に新しい世紀がわれわれの目前に迫ったからだけではありません。現在、韓日両国を取り巻く環境は、両国間の緊密なパートナー関係を切実に要求しています。

韓国には、真の民主主義と市場経済の実現を追求する、新政府が誕生しました。これは、わが韓国国民がここ50年間、不屈の努力で逆境を踏み越えて立ち上がった結実であると、言わざるをえません。今、韓国政府と国民は、より堂々と、開かれた心で、隣国と交流し、協力できる態勢を整えるに至りました。

また、その間日本は、日本国民の献身的な努力により、驚くべき経済発展を遂げ、議会民主主義と平和主義を基に、先頭に立って国際社会に寄与してきました。私は、そのような戦後日本の成功が、われわれ両国が新しい世紀のパートナーシップを形成していく上で、貴重な資産になるものと信じております。

冷戦終結後、新しい秩序を模索している東アジアの事情も、韓日両国の積極的な役割を期待しています。私は、東アジアの平和と安定を強固にし、繁栄をもたらすため、民主主義と市場経済を共通の価値として共有するところとなった、われわれ両国間の協力が、極めて重要な役割を果たすものと考えております。

さらに、アジア地域に押し寄せた経済危機も、われわれ両国の密接な協力を要求しています。今、日本は、世界経済での役割にふさわしく、アジアと困難を共にし、また、共に危機を打開しようとする積極的な努力を求められています。この点に関連して、私は、韓国が昨年末、外貨危機に処した際にお示しになられた、日本の積極的で誠意に満ちたご支援に、改めて感謝の意を表する次第であります。

私は、日本がアジアの経済回復のための機関車となるよう、心より期待してやみません。そして、その過程における、韓日間の積極的な協力を望んでおります。われわれ両国の経済協力は、危機に瀕したアジア諸国に、希望の道を示すことになるものと信じているからであります。

私はまた、韓日両国の国民が和合と協力により、2002年のワールドカップ大会を成功的に開催できるものと、確信しております。ワールドカップ大会は、21世紀に向けたわれわれ両国のパートナー関係を世界に誇示し、こうした両国の友誼を、世界の全ての人々が祝福してくれる、よい契機となるものと思います。私は、両国間の多様な協力がよい成果を収めるためには、何よりもわれわれ両国がお互いに尊重し合い、相手に心を開くことが重要であると考えております。

韓日両国の指導者たちが、そのように誠意を尽くす姿勢のもとに、われわれの前にある歴史的使命を認識し、両国間の真のパートナー関係をリードしていくことを、私はこの席で提唱するものであります。

われわれ皆が緊密で真心のこもった相互協力を通じて、誇るに足る隣国関係を確立して後世に遺せるよう、共に努力し合おうではありませんか。韓日両国は、お互いに最も長久な交流の歴史を分かち合っている隣国であります。21世紀の世界化時代を前に、古い友邦同士がまず強固な友好を固めて、世界の舞台に進出するならば、われわれは歴史を正しく継承する両国となることでしょう。

ご臨席の貴賓皆様。

天皇・皇后両陛下のご健康と日本国の限りない発展、そして、韓日友好協力関係の持続的な増進を祈念しながら、ご一緒に祝杯を上げて下さいますようお願い致します。

有り難うございました。

日韓共同宣言

— 21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ —

1. 金大中大韓民国大統領夫妻は、日本国国賓として1998年10月7日から10日まで日本を公式訪問した。金大中大統領は、滞在中、小淵恵三日本国内閣総理大臣との間で会談を行った。両首脳は、過去の両国の関係を総括し、現在の友好協力関係を再確認するとともに、未来のあるべき両国関係について意見を交換した。

この会談の結果、両首脳は、1965年の国交正常化以来築かれてきた両国間の緊密な友好協力関係をより高い次元に発展させ、21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップを構築するとの共通の決意を宣言した。

2. 両首脳は、日韓両国が21世紀の確固たる善隣友好協力関係を構築していくためには、両国が過去を直視し相互理解と信頼に基づいた関係を発展させていくことが重要であることにつき意見の一致をみた。

小淵総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。

金大中大統領は、かかる小淵総理大臣の歴史認識の表明を真摯に受けとめ、これを評価すると同時に、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である旨表明した。

また、両首脳は、両国国民、特に若い世代が歴史への認識を深めることが重要であることについて見解を共有し、そのために多くの関心と努力が払われる必要がある旨強調した。

3. 両首脳は、過去の長い歴史を通じて交流と協力を維持してきた日韓両国が、1965年の国交正常化以来、各分野で緊密な友好協力関係を発展させてきており、このような協力関係が相互の発展に寄与したことにつき認識を共にした。小淵総理大臣は、韓国がその国民のたゆまざる努力により、飛躍的な発展と民主化を達成し、繁栄し成熟した民主主義国家に成長したことに敬意を表した。金大中大統領は、戦後の日本の平和憲法の下での専守防衛及び非核三原則を始めとする安全保障政策並びに世界経済及び開発途上国に対する経済支援等、国際社会の平和と繁栄に対し日本が果たしてきた役割を高く評価した。両首脳は、日韓両国が、自由・民主主義、市場経済という普遍的理念に立脚した協力関係を、両国国民間の広範な交流と相互理解に基づいて今後更に発展させていくとの決意を表明した。

4. 両首脳は、両国間の関係を、政治、安全保障、経済及び人的・文化交流の幅広い分野において均衡のとれたより高次元の協力関係に発展させていく必要があることにつき意見の一致をみた。また、両首脳は、両国のパートナーシップを、単に二国間の次元にとどまらず、アジア太平洋地域更には国際社会全体の

平和と繁栄のために、また、個人の人権が尊重される豊かな生活と住み良い地球環境を目指す様々な試みにおいて、前進させていくことが極めて重要であることにつき意見の一致をみた。

このため、両首脳は、20世紀の日韓関係を締めくくり、真の相互理解と協力に基づく21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップを共通の目標として構築し、発展させていくことにつき、以下のとおり意見の一致をみるとともに、このようなパートナーシップを具体的に実施していくためにこの共同宣言に附属する行動計画を作成した。

両首脳は、両国政府が、今後、両国の外務大臣を総覧者として、定期的に、この日韓パートナーシップに基づく協力の進捗状況を確認し、必要に応じこれを更に強化していくこととした。

5. 両首脳は、現在の日韓関係をより高い次元に発展させていくために、両国間の協議と対話をより一層促進していくことにつき意見の一致をみた。

両首脳は、かかる観点から、首脳間のこれまでの緊密な相互訪問・協議を維持・強化し、定期化していくとともに、外務大臣を始めとする各分野の閣僚級協議を更に強化していくこととした。また、両首脳は、両国の閣僚による懇談会をできる限り早期に開催し、政策実施の責任を持つ関係閣僚による自由な意見交換の場を設けることとした。更に、両首脳は、これまでの日韓双方の議員間の交流実績を評価し、日韓・韓日議連における今後の活動拡充の方針を歓迎するとともに、21世紀を担う次世代の若手議員間の交流を奨励していくこととした。

6. 両首脳は、冷戦後の世界において、より平和で安全な国際社会秩序を構築するための国際的努力に対し、日韓両国が互いに協力しつつ積極的に参画していくことの重要性につき意見の一致をみた。両首脳は、21世紀の挑戦と課題により効果的に対処していくためには、国連の役割が強化されるべきであり、これは、安保理の機能強化、国連の事務局組織の効率化、安定的な財政基盤の確保、国連平和維持活動の強化、途上国の経済・社会開発への協力等を通じて実現できることにつき意見を共にした。

かかる点を念頭に置いて、金大中大統領は、国連を始め国際社会における日本の貢献と役割を評価し、今後、日本のこのような貢献と役割が増大されていくことに対する期待を表明した。

また、両首脳は、軍縮及び不拡散の重要性、とりわけ、いかなる種類の大量破壊兵器であれ、その拡散が国際社会の平和と安全に対する脅威であることを強調するとともに、この分野における両国間の協力を一層強化することとした。

両首脳は、両国間の安保対話及び種々のレベルにおける防衛交流を歓迎し、これを一層強化していくこととした。また、両首脳は、両国それぞれが米国との安全保障体制を堅持するとともに、アジア太平洋地域の平和と安定のための多国間の対話努力を一層強化していくことの重要性につき意見の一致をみた。

7. 両首脳は、朝鮮半島の平和と安定のためには、北朝鮮が改革と開放を指向するとともに、対話を通じたより建設的な姿勢をとることが極めて重要であるとの認識を共有した。小淵総理大臣は、確固とした安保体制を敷きつつ和解・協

力を積極的に進めるとの金大中大統領の対北朝鮮政策に対し支持を表明した。これに関連し、両首脳は、1992年2月に発効した南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書の履行及び四者会合の順調な進展が望ましいことにつき意見の一致をみた。また、両首脳は、1994年10月に米国と北朝鮮との間で署名された「合意された枠組み」及び朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）を、北朝鮮の核計画の推進を阻むための最も現実的かつ効果的なメカニズムとして維持していくことの重要性を確認した。この関連で、両首脳は、北朝鮮による先般のミサイル発射に対して、国連安全保障理事会議長が安保理を代表して表明した懸念及び遺憾の意を共有するとともに、北朝鮮のミサイル開発が放置されれば、日本、韓国及び北東アジア地域全体の平和と安全に悪影響を及ぼすことにつき意見の一致をみた。

両首脳は、両国が北朝鮮に関する政策を進めていく上で相互に緊密に連携していくことの重要性を再確認し、種々のレベルにおける政策協議を強化することで意見の一致をみた。

8. 両首脳は、自由で開かれた国際経済体制を維持・発展させ、また構造問題に直面するアジア経済の再生を実現していく上で、日韓両国が、各々抱える経済上の課題を克服しながら、経済分野における均衡のとれた相互協力関係をより一層強化していくことの重要性につき合意した。このため、両首脳は、二国間での経済政策協議をより強化するとともに、WTO、OECD、APEC等多国間での両国の政策協調を一層進めていくことにつき意見の一致をみた。

金大中大統領は、日本によるこれまでの金融、投資、技術移転等の多岐にわたる対韓国経済支援を評価するとともに、韓国の抱える経済的諸問題の解決に向けた努力を説明した。小淵総理大臣は、日本経済再生のための諸施策及びアジア経済の困難の克服のために日本が行っている経済支援につき説明を行うとともに、韓国による経済困難の克服に向けた努力を引き続き支持するとの意向を表明した。両首脳は、財政投融资を適切に活用した韓国に対する日本輸出入銀行による融資について基本的合意に達したことを歓迎した。

両首脳は、両国間の大きな懸案であった日韓漁業協定交渉が基本合意に達したことを心から歓迎するとともに、国連海洋法条約を基礎とした新たな漁業秩序の下で、漁業分野における両国の関係が円滑に進展することへの期待を表明した。

また、両首脳は、今般、新たな日韓租税条約が署名の運びとなったことを歓迎した。更に、両首脳は、貿易・投資、産業技術、科学技術、情報通信、政労使交流等の各分野での協力・交流を更に発展させていくことで意見の一致をみるとともに、日韓社会保障協定を視野に入れて、将来の適当な時期に、相互の社会保障制度についての情報・意見交換を行うこととした。

9. 両首脳は、国際社会の安全と福祉に対する新たな脅威となりつつある国境を越える地球的規模の諸問題の解決に向けて、両国政府が緊密に協力していくことにつき意見の一致をみた。両首脳は、地球環境問題に関し、とりわけ温室効果ガス排出抑制、酸性雨対策を始めとする諸問題への対応における協力を強化するために、日韓環境政策対話を進めることとした。また、開発途上国への支援を強化するため、援助分野における両国間の協調を更に発展させていくこと

につき意見の一致をみた。また、両首脳は、日韓逃亡犯罪人引渡条約の締結のための話し合いを開始するとともに、麻薬・覚せい剤対策を始めとする国際組織犯罪対策の分野での協力を一層強化することにつき意見の一致をみた。

10. 両首脳は、以上の諸分野における両国間の協力を効果的に進めていく上での基礎は、政府間交流にとどまらない両国国民の深い相互理解と多様な交流にあるとの認識の下で、両国間の文化・人的交流を拡充していくことにつき意見の一致をみた。

両首脳は、2002年サッカー・ワールドカップの成功に向けた両国国民の協力を支援し、2002年サッカー・ワールドカップの開催を契機として、文化及びスポーツ交流を一層活発に進めていくこととした。

両首脳は、研究者、教員、ジャーナリスト、市民サークル等の多様な国民各層間及び地域間の交流の進展を促進することとした。

両首脳は、こうした交流・相互理解促進の土台を形作る措置として、従来より進めてきた査証制度の簡素化を引き続き進めることとした。

また、両首脳は、日韓間の交流の拡大と相互理解の増進に資するために、中高生の交流事業の新設を始め政府間の留学生や青少年の交流プログラムの充実を図るとともに、両国の青少年を対象としてワーキング・ホリデー制度を1999年4月から導入することにつき合意した。また、両首脳は、在日韓国人が、日韓両国国民の相互交流・相互理解のための架け橋としての役割を担い得るとの認識に立ち、その地位の向上のため、引き続き両国間の協議を継続していくことで意見の一致をみた。

両首脳は、日韓フォーラムや歴史共同研究の促進に関する日韓共同委員会等、関係者による日韓間の知的交流の意義を高く評価するとともに、こうした努力を引き続き支持していくことにつき意見の一致をみた。

金大中大統領は、韓国において日本文化を開放していくとの方針を伝達し、小淵総理大臣より、かかる方針を日韓両国の真の相互理解につながるものとして歓迎した。

11. 小淵総理大臣と金大中大統領は、21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップは、両国国民の幅広い参加と不断の努力により、更に高次元のものに発展させることができるとの共通の信念を表明するとともに、両国国民に対し、この共同宣言の精神を分かち合い、新たな日韓パートナーシップの構築・発展に向けた共同の作業に参加するよう呼びかけた。

日本国内閣総理大臣

大韓民国大統領

1998年10月8日、東京

(附属書)

21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画

1. 両国の対話チャンネルの拡充

●首脳間の交流の緊密・定期化

日本国総理大臣と大韓民国大統領は、首脳会談を少なくとも年1回実施し、首脳間の意見交換を促進する。

●外相及びその他の閣僚間の交流の緊密化

外相会談を始め、両国の閣僚間の協議を一層緊密にし、両国間の政策協調と信頼増進を図る。

●閣僚懇談会

両国は、日韓両国の複数の閣僚が一堂に会し、自由な意見交換を行うための日韓閣僚懇談会をできる限り早い機会に実施する。

●議員交流（議連活動を含む。）

両国は、日韓・韓日議連のメンバーの拡充及び両国の議連を中心とした議員間交流の拡大を歓迎する。特に、1998年度の日韓・韓日議連合同総会において、女性議員交流のための特別委員会を設置しようとの意見が提示されたこと、また、既存の21世紀委員会における討論を一層活性化するために、同委員会において青少年交流及び両国に共通する青少年問題を積極的に議論すると決定したことを歓迎する。

両国は、また、日韓若手議員間の自発的な交流の一層の拡大を期待し、これを奨励していく。

●若手外交官の相互派遣

両国は、両国関係の発展に寄与する専門家養成のため、まず若手外交官の相互派遣による研修・交流を実施する。

2. 国際社会の平和と安全のための協力

●国連における協力

両国は、国連改革の実現に向けて、相互に協力して積極的に取り組んでいく。

この関連で、韓国は、国連を始め国際社会における日本の貢献と役割を評価し、今後、日本のこのような貢献と役割が増大されていくことを期待する。

また、両国は、両国の国連担当部局間の協議を定期的を開催し、国連における両国の政策協力を強化する。

両国は、2000年の国連総会を二千年記念総会として開催しようという国連事務総長の提案を支持する。

●軍縮及び不拡散問題における協力

両国は、北東アジア地域における大量破壊兵器及びその運搬手段であるミサイルの拡散が同地域の平和と安定にとって極めて憂慮すべきものであるとの共通認識の下で、その解消のための両国間の協力をより一層強化していく。

両国は、北朝鮮の核不拡散条約(NPT)、IAEA保障措置協定等の義務の履行を引き続き促すとともに、北朝鮮が包括的核実験禁止条約(CTBT)及び化学兵器禁止条約(CWC)を締結するよう促していく。

両国は、軍縮及び不拡散問題に関し、ワッセナー・アレンジメント、原子力供給国会合等両国が参加する各種の国際的輸出管理レジームの場等国際舞台において、両国間の協議・協力を強化する。

●日韓安全保障対話

両国は、両国間の安全保障分野における相互理解と信頼関係の増進を図るため、本年6月に開始した日韓安保対話を、今後少なくとも年1回、継続して実施する。次回日韓安保対話は、1999年に開催される予定である。

●日韓防衛交流

両国は、防衛・国防当局間による防衛交流の拡大・強化を図る。このため、両国の防衛・国防担当大臣の相互訪問を始めとする各レベルの人的交流の拡大、日韓防衛実務者対話を始めとする各種対話チャンネルの拡充、留学生交換等の教育交流の推進等を図る。

また、両国は、艦艇の相互訪問を継続する等の部隊間の交流の推進を図る。

●多国間の地域安全保障対話における協力

両国は、信頼醸成及び予防外交を促進し、また、紛争解決への取組の具体化を目指すアセアン地域フォーラム(ARF)の一層の発展・強化に積極的に協力する。両国は、北東アジアの安全保障と協力に関する多国間の政府レベル対話の場を設置するための協力を進めていく。

●南北関係の改善及び朝鮮半島の平和と安定の維持のための協力

両国は、朝鮮半島の緊張緩和と恒久的な平和定着のための南北対話の重要性を確認し、また、四者会合を通じる新たな平和体制樹立の重要性についての認識を共にする。

●対北朝鮮政策に関する日韓政策協議の強化

両国は、日韓米三国間で行われているこれまでの政策協議を継続するとともに、両国の閣僚レベルでの協議を含め、両国間での政策協議を一層強化する。このような協議には、両国の対北朝鮮政策、北朝鮮の核兵器開発問題、ミサイルの開発、配備及び輸出並びにその関連物資及び技術の移転問題と北朝鮮に対する経済関係のあり方が含まれる。

●北朝鮮の核兵器開発抑止のための協力

両国は、1994年10月に米国と北朝鮮との間で署名された「合意された枠組み」

を維持していくことの重要性を確認するとともに、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）へのコミットメントを改めて表明した。

●アジア・欧州会合（ASEM）における協力

両国は、アジア・欧州間の関係を多様な分野、レベルで強化していくためのASEMの活動を支持し、ASEMの活動を通じて、アジア国家間の活発な交流と協力も模索していく。また、両国は、2000年に韓国での開催が予定されている第3回ASEM首脳会合の成功のために協力する。

3. 経済面での協力関係強化

●自由で繁栄した世界経済実現のための協力

両国は、WTO、OECD、APEC等、国際機関や地域的な政策協調の枠組みにおいて、世界経済の安定的発展、多角的自由貿易体制の強化及びアジア太平洋地域の安定と発展のために積極的に協力する。このため、両国政府間の協議を頻繁に開催する。

●両国間の経済面での協力関係の強化

両国は、日韓閣僚懇談会の場合も活用して、両国の経済政策等に関する意見交換を行っていく。

両国は、日韓両国をとりまく新たな経済情勢を踏まえ、包括的なハイレベルの経済協議を実施する。

両国は、アジア地域の金融を始めとする経済的困難の克服のために協力し、また、国際社会におけるその他の新たな経済問題に関しOECD等の国際場裡での協力を強化していく。

●対韓国経済支援

日本は、韓国の経済困難克服の努力を支援するため、財政投融资を適切に活用し、総額30億ドル相当円程度の日本輸出入銀行による融資の実現を図ることとしている。

●日韓投資交流

両国は、両国間の投資交流の促進のため、本年5月の日本よりの大型投資調査団の派遣、今次金大中大統領の訪日の際の韓国よりの投資誘致ミッションの派遣を高く評価し、その成果を踏まえフォローアップを行う。両国は、「官民合同投資促進協議会」を開催するとともに、日韓双方の投資相談及び投資紛争処理の窓口を活用し、投資促進のため官民一体となった取組を進める。また、両国は、投資問題に関する政府間の協議も行う。

●日韓漁業協定

両国は、国連海洋法条約を基礎とした新たな漁業秩序を構築するために行ってきた日韓漁業協定締結交渉が今般基本合意に達したことを高く評価する。両国は、今後、必要な国内手続を経てできる限り早期に新協定を発効させ、新たな漁業秩序を構築するよう、引き続き協力する。

●日韓租税条約

両国は、今回の日韓租税条約の署名を歓迎し、これにより両国間の投資及び人的交流が一層促進されることを期待する。両国は、今後、新条約の発効に向け、必要な国内手続を迅速に進める。

●貿易拡大及び産業技術分野での協力

両国は、日韓及び韓日産業技術協力財団を通じ実施している産業技術分野での一層有効な協力等を通じて、日韓貿易の拡大均衡を追求していく。特に、産業技術人材育成事業への協力、韓国産業の生産性向上への協力及び産業技術の交流の各分野における事業を充実する。

●産業交流の推進

両国は、電気・電子、情報産業の交流を深めるために、交流ミッションの派遣・受入れを行う。また、韓国の部品産業振興のための見本市事業を支援する。

●科学技術分野での協力

両国は、日韓科学技術協力協定に基づき開催された第10回科学技術合同委員会の議論を踏まえ、脳科学等新規分野での共同研究を検討する。

●情報通信分野での協力

両国は、これまでの日韓郵政大臣会合で確認されたAPIIテスト・ベッド・プロジェクト（アジア・太平洋情報通信基盤実験プロジェクト）に関する共同研究の推進や、マルチメディアコンテンツにおける民間相互交流の促進、情報通信分野における両国研究所間交流等を推進していく。

●コンピューター西暦2000年問題についての協力

両国は、コンピューター西暦2000年問題が、世界各国共通の課題であるとともに、相互に重大な影響を及ぼし得る問題であるとの認識の下、APEC、OECD等の国際的な枠組みにおいて積極的に協力する。

●知的所有権分野の協力

両国は、経済活動のグローバル化の進展の中で、両国間の経済関係の健全な発展のために、知的所有権をより効果的に保護する目的で、情報交換及び人的交流を促進する。両国は、知的所有権の保護強化に向けて、WTO、WIPO等の国際的な枠組みにおいて積極的に協力する。

●電子商取引分野での協力

両国は、グローバルな電子商取引を促進するために、その基本的な原則及び政策について引き続き意見交換を行い、協力を進める。

●農業分野における協力

両国は、農業分野に関して高級事務レベルでの対話を強化する。

●政労使交流の活性化

両国は、経済発展と労働条件の向上という均衡のとれた目標達成を目指して協調して取り組むべく、両国の政府・労働者・使用者の三者の代表による相互訪問等の交流を強化する。

●社会保障分野での協力

両国は、社会保障分野における両国間の協力関係を進めるため、社会保障協定を視野に入れた両国当局間の情報・意見交換を将来の適当な時期に行う。

●自然・人的災害の軽減のための協力

両国は、両国の災害への対応に関連する制度、防災体制及び施設についての情報・意見交換を通じ、協力を推進する。

●両国経済人交流の拡大

両国は、日韓経済関係の今後の発展のために、若手企業人を含む両国の経済人の相互交流の拡大を奨励する。

4. 地球規模問題に関する協力強化

●環境分野における協力

両国は、日韓環境保護協力合同委員会での協議と併せ環境政策に関する対話を実施していく。

両国は、グローバルな環境問題への対応につき、積極的に取り組む。特に、両国は、気候変動問題の重要性を認識し、気候変動枠組条約第4回締約国会議の成功のために協力するとともに、京都議定書で未解決の諸課題の解決に向けて積極的な取組を進める。

両国は、酸性雨、海洋汚染等の問題の解決に向け、北東アジア地域における環境協力強化について、関係諸国の閣僚レベルの協議を緊密に行うこと及び関連する環境協力の枠組みの下での取組の推進などと呼びかける。

両国は、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）についての共同調査及び研究を開始する。両国は、環境産業分野における相互交流の可能性を検討する。

●援助分野における協調

両国は、これまでの援助政策協議等の政策対話を強化し、途上国・地域に関する援助に関し、援助政策、援助実績、援助手法、援助に関する世論啓発等の分野に関する情報交換等を通じる協力活動を一層進展させる。また、職員交流を含む国際協力事業団（JICA）－韓国国際協力団（KOICA）間の協力及び連携を一層進展させる。

両国は、援助協調に関し、対アジア・アフリカ協力が重要であるとの認識を共有し、日本が1998年10月に東京で開催する第2回アフリカ開発会議（TICAD II）及びそのフォローアップ事業と、韓国が国連アフリカ及び最貧国のための特別調整室（OSCAL）との共催により1998年12月にソウルで開催する予定の

両国は、21世紀に向けた新たな未来志向的な日韓交流の姿として、両国の幅広い分野の人々が、共に協力して国際社会の問題に取り組んでいくという、より進んだ次元の交流を実現する。このため、環境、地域振興、国際協力等についての共同研究・共同プロジェクト、人物交流（研究者、教員、ジャーナリスト、NPO関係者、市民サークル、地方関係者等多様な国民各層を対象とする相互交流事業）を積極的に促進していく。

両国は、健全な人的交流を促進させるべく、査証手続を可能な限り簡素化することとし、そのための協議を一層緊密化する。その一環として、両国は、1998年12月より両国間の外交・公用目的の人的交流に対しては、査証免除とする。

両国は、人的交流の増進を通じた、経済・社会・文化等の諸分野における交流を促進するために、両国航空当局間の協力を引き続き進めるために努力する。

●青少年交流の拡大

両国は、将来のより良い日韓関係のため日韓間の留学生・青少年交流が重要であることを再確認し、韓国の理工系大学学部留学生の派遣・受入事業を共同で実施し、今後10年を目途に、その時点で日本の理工系大学に在学する韓国人学部留学生が1000人に達することを目標とする。

また、両国は、1999年夏に第2回会議の予定されている「日韓青少年ネットワーク・フォーラム」等青少年交流事業を支援する。

両国は、次世代を担う青少年の交流促進のため、両国の青少年を対象に、相手国に一年間滞在し、その文化や生活様式などを学ぶことを目的とし、付随的に働くことも可能なワーキング・ホリデー制度を1999年4月から開始する。

更に、両国は、中高生等の若い世代間の交流についても推進していく。そのため、両国は、今後10年間で、1万人、10億円規模を目途として、中高生交流事業を実施する。

●学術交流

両国は、相手国や両国関係の歴史に対する理解を深めるための民間レベルの共同研究及びその他社会・人文・自然科学の幅広い分野における共同研究活動や相互の翻訳・出版事業等を引き続き支援・奨励し、これを多方面に拡げる。

また、両国は、日韓フォーラム等において行われている知的交流の重要性を認識し、こうした既存の枠組みによる知的交流を引き続き支援していく。

両国は、双方の民間の識者の間で自主的な交流のネットワークが構築されつつあることを歓迎し、こうしたネットワークの中で、両国が抱える共通の課題に対処していくための方途を探るため、民間識者間の共同研究が進むことへの期待を表明する。

両国の大学交流及び大学間協定の締結を支援する。

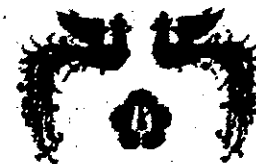
●地域間交流

両国は、両国国民の相互理解と信頼増進において地域間交流が占める重要性を確認し、地域の国際化時代にふさわしい地域間の多様な形態の交流と協力を積極的に支援する。

両国は、地域レベルでの交流促進のため、対韓国JETプログラムの充実、地方自治体間における交流の促進、光州ジャパン・ウィーク等の地域における文化交流行事への支援や地域交流促進に関するシンポジウム開催への支援等、可能な限りの支援を行う。

●文化交流の充実

韓国は、韓国内において日本文化を開放していくとの方針を日本側に伝達した。両国は、1992年及び1994年に日韓交互に開催された文化通信使事業の成果を踏まえ、今後とも民間、地方レベルを含めた多様な両国間の文化交流を推進していく。また、両国は、このほか、特に日韓の若手芸術家・文化財専門家等の人物交流、両国の現代舞台芸術や民俗芸能の派遣・招聘、文化財修復のための共同研究等を通じた文化交流を拡大する。



金大中大統領日本国会演説文

1998年10月 8日

東京

尊敬する斎藤十朗参議院議長閣下、
伊藤宗一郎衆議院議長閣下、
並びに衆参両院の議員皆様。

本日、日本の民主主義の本山であり、由緒深い歴史の現場である、ここ国会議事堂の壇上に立つことができたのを、この上ない光栄に存じます。

25年前の東京拉致事件と、1980年の死刑宣告をはじめとする民主化闘争の過程で、生命を失いかけた私が、今、大韓民国の大統領としてこの席に臨んでみますと、感慨無量な心情を禁じえません。

私は、私の生命と安全を守って下さるため、長い期間に亘って努力を惜しまれなかった日本国民と言論、そして日本政府のご恩を、決して忘れることができません。

本日このように、日本国民を代表される議員皆様に、感謝の意を表する機会を得まして、私は長年の宿願を叶えたようで、この上ない喜びに浸っております。

日本の国民皆様、本当に有り難うございます。

私はここ半世紀間の政治生活中、5度も死の峠を越えました。6年間を獄中で送り、10年以上も自宅軟禁と亡命生活を強要されました。私は暴力を欲しいままにした軍事独裁と、命を賭して闘いながら、人権と平和の尊厳さを悟りました。

奇跡は、奇跡的に訪れるものではありません。

韓国の民主化、特に韓国憲政史上初の平和的政権交代は、韓国国民の血と汗によって実現した奇跡であります。わが国民と私は、このようにして手に入れた尊い民主主義を、揺るぎなく守り抜く筈であります。

尊敬する両院議長、
並びに議員皆様。

日本は興亡盛衰の近代史を経て、今や世界の中心国家として、毅然たる位置を占めています。

日本は、明治維新で独自の近代化に成功し、西欧の文物を受容して大きな発展を遂げました。しかしながら、当時の日本は帝国主義と戦争の道を選択することにより、日本国民はもとより、韓国を含むアジア諸国の国民に、大きな犠牲と苦痛を与えました。

しかし、第二次世界大戦後、日本は変わりました。日本国民は汗と涙を擲けて、議会民主主義の発展と共に、世界が驚く経済成長を遂げました。そしてついに世界第二位の経済大国となった日本は、アジア各国の国民に、無限の可能性と希望の道標を示したのであります。

今の日本は、発展途上国に対する世界最大の経済援助国として、自国の経済力にふさわしい国際的役割を、忠実に履行しています。また、人類史上初めて原爆の被害を体験した日本国民は、常に平

和憲法を守り、非核平和主義の原則を固守してこられました。

かくの如く、戦前の日本と戦後の日本は実に克明な対照をなしています。私は、戦後の日本の国民と指導者たちが注いだ、血の滲むような努力に深い敬意を表するものであります。

しかしながら、わが韓国を含むアジア各国には、今も日本に対する疑懼と憂慮を捨て切れない人々が大勢います。その理由は、日本自ら過去を正しく認識し、謙虚に反省する決断が足りないと考えているからであります。

こうした疑懼と不信が存在しているということは、日本のためにもアジア各国のためにも、甚だ不幸なことであると言わざるをえません。反面私は、過去を正しく認識し反省する、道徳的勇気のある、数多くの日本の民主市民がいるという事実も、よく知っています。

尊敬する議員皆様。

韓国と日本の関係は、実に長くかつ深いと言えましょう。われわれ両国は、1500年以上に及ぶ交流の歴史を持っています。

数多くの人々が韓半島から日本に渡りました。韓日両国は共に、ウラル・アルタイ系統の言語を使用しており、仏教や儒教の文化も共有しています。徳川300年の鎖国時代にも、日本は韓国と頻繁に往来しました。

それに比して、歴史的に日本と韓国の関係が不幸だったのは、約400年前に日本が韓国を侵略した7年間と、今世紀初めの植民地支配35年間であります。

このように僅か50年にも満たない不幸な歴史のために、1500年に亘る交流と協力の歴史全体を無意味ならしめるということは、実に愚かなことでもあります。またそれは、長久な交流の歴史を築いてきた両国の先祖に、そして将来の子孫に対して恥ずかしく、かつ、指弾されるべきことではないでしょうか。

1965年の韓日国交正常化以降、われわれ両国間の交流と協力は、飛躍的に拡大しました。今はお互いに必要不可欠なパートナー関係に発展しています。

1965年当時は2億ドルに過ぎなかった両国間の貿易規模が、昨年は430億ドルに達して、実に200倍以上に拡大しました。昨年1年間だけにしても、167万人の日本国民が韓国を訪れ、112万人の韓国人が日本を訪れました。また、われわれ両国は、安保上の利害も共有しています。

以上のように、両国間を行き来した膨大な人的、物的交流は、誰も止めることができず、逆らうこともできない、滔々たる時代の流れであり、これからも繋がれていくべき、両国の絶つに絶たれない因縁なのであります。

今、韓日両国は過去を直視しながら、未来志向的な関係を築いていくべき時を迎えました。過去を直視することとは、歴史

的事実をありのままに確認することであり、未来を志向するということは、確認した史実から教訓を得て、よりよい明日を模索するという意味であります。

日本には、過去を直視し歴史を恐れる、真の勇気が必要であり、韓国は、日本の変化した姿を正しく評価しながら、未来の可能性に対する希望を見出す必要があります。

尊敬する議員皆様。

私はきょう、小淵総理大臣との首脳会談を通じて、「21世紀の新しい韓日パートナーシップ」宣言を共同発表しました。

日本は、この共同宣言を通じて過去に対する深い反省とお詫びを表明し、私は、それを両国国民間の和解と、今後の善隣友好を指向する日本政府と国民の心の表現として、真摯に受け止めました。私は、この宣言が韓日両国政府間の過去史認識問題に一段落をつけ、平和と繁栄を目指す共同の未来を開拓するための礎になるものと、確信する次第であります。

私は先ず、新時代の韓日友好関係をさらに増進させるため、日本の大衆文化の韓国進出を段階的に開放するつもりであります。

文化は相互交流を通じて発展するというのが、私の所信であり、国交正常化後30年余を経過し、21世紀を目前に控えた時点で、日本の大衆文化開放の第一歩を踏み出すのは、未来志向的な韓日関係のために、その象徴的意味が甚だ大きいと考えております。

さらに、青少年交流を含む全ての分野において、両国国民間の交流を活発に進めるのは、真に必要なことであると思います。

われわれ両国間では、既に学者たちの歴史に関する共同研究をはじめ、芸術家と市民団体、それに地方自治体間の交流が盛んに行われています。私は、人々が会えば、お互いを理解するようになり、また、理解すればお互いに信じ、協力するようになるものと、堅く信じております。

2002年のワールドカップ大会は、両国国民間の団結した力と友好を世界に誇示できる、絶好のチャンスであります。お互いに心と力を合わせて大会を成功的に開催すれば、21世紀のわれわれ両国国民間の友好と親善は、さらに強固なものとなることでしょう。私はこの大会が、1億7千万人の韓日両国国民皆が協力し合う、友情の祭典となるよう、心より期待するものであります。

私はまた、70万在日韓国人の未来を考えないわけにはまいりません。彼らが今後、日本社会により多く貢献できる立派な構成員となりうるよう、制度的条件と社会的雰囲気さらに改善されることを、心より念じてやみません。

特に、地方参政権の獲得が早期に実現できれば、在日韓国人だけでなく、韓国国民も大いに喜び、世界もまた、日本のそのような開かれた政策を、積極的に歓迎してやまないでしょう。

尊敬する議員皆様。

多くの東西洋の識者たちが『アジア的価値』という言葉の口にしたが、アジアには西欧式民主主義は適しないとか、時機尚早という主張をしてきました。そしてそのような主張は、権威主義的統治と官治経済の合理化に利用されました。しかし、そのような主張は明白な誤謬であります。アジアにも西欧に劣らない人権思想と、国民主権の思想があり、そのような伝統もありました。

孟子は『国を統べる者は天の子、即ち天子である。天子は天の意思に従って民草に善政を施す責任がある。万一、それに逆らって民草に悪政をしくならば、民は天に代わって決起し、その天子を追放する権利がある』と述べています。これは、西欧近代民主主義の哲学的基礎を築いたジョン・ロックより2千年も前に、そのような思想を孟子が主張したのであります。

それだけではありません。釈迦は『天上天下唯我独尊』を唱えて、人間の尊厳性を強調し、『一切の衆生は平等である』と善言しました。わが韓国にもそのような伝統があります。東学という民族宗教の創始者たちは『人すなわち天なり』（人乃天）、「人に仕えるに天の如くせよ」（事人如天）と教えています。

こうした人権と国民主権の思想だけにとどまらず、それを裏付ける多くの制度もありました。ただ、近代民主主義の制度を西欧が先に発見しただけであります。もちろんそれは天才的な発見でありました。しかし、発見はどこまでも発見であります。西欧の河に設置した水力発電機から電気が生産されるのと同様に、同じ発電機をアジアの河に据え付けても、電気は生産されます。わがアジアにおいても、民主主義は本質的なものであります。

今、韓国はじめ東アジアは深刻な経済難に直面しています。私はそのような危機も、民主主義と市場経済の並行発展を通じて、克服できるものと強く信じております。特に韓日両国は、民主主義と市場経済という、普遍的価値を増進していく模範となり、政治・経済的にアジア・太平洋の時代を先導する主役になりうると確信しています。

また、韓日両国はアジア地域の人権と民主主義の伸張のために、共同の努力を惜しんではなりません。併せて、環境、麻薬、貧困問題等全世界的な課題についても、われわれ両国はお互いに協力していくべきであります。

尊敬する議員皆様。

東北アジア地域は、世界で最も注目されている躍動的な歴史の現場であります。現段階において、東北アジア地域の安定と繁栄をもたらす鍵は、韓半島に平和の根を下ろすことにあります。私は、韓半島では統一よりも先に、南北韓間の平和と協力が、何よりも重要であると考えております。

私は就任と同時に、新政府の対北政策について、三つの原則を發表しました。

第一は、北韓のいかなる軍事的威嚇や武力挑発も、決して容赦しない、という点であります。

第二は、われわれは北韓を害したり吸収統一を追求したりせず、

第三は、南北間の和解と交流協力を通じて、南北関係を実質的に改善する、というものであります。

われわれのこのような対北政策に対して、韓国国民はもとより、日本を含む全世界が支持を寄せています。私は、確固たる安保体制を基とする、南北の和解と協力の増進は、究極的に、北韓を国際社会の責任ある一員として引き出すのに、寄与するものと確信しています。

最近、北韓は人工衛星発射実験を通じて、中長距離ミサイルを開発する能力があることを誇示しました。北韓のそのようなミサイル開発能力は、この地域の平和と安定を深刻に脅かしています。

私は、このような事実に対する、日本国民の衝撃と憂慮を十分理解しており、こういう時であるほど、韓国と日本、それに米国が協力し合って、強固な対北韓共助体制を維持する必要があると考えます。

ただ、北韓を相手にするに当たり、われわれは一喜一憂するよりは、断固たる安保態勢と共に、忍耐と包容の姿勢を堅持しなければなりません。孤立した時の北韓は、最も危険な存在になるという事実を、われわれは忘れてはならないでしょう。

われわれは、70年代の半ば以降、力を基に米国が推進した「デタント」政策が、ソ連をはじめとする共産圏の変化をもたらしたことから、教訓を学ぶことができます。また、日本が中国に対して取った、政経分離と国交正常化の決断が、東北アジアの

平和と発展に資した点を、われわれはよく承知しています。

その延長線上で、私は日本が韓国、米国と共に、韓半島エネルギー開発機構（KEDO）事業の主要参加国として、韓半島と東北アジアの平和と安定に、重要な役割を担当しているのを、高く評価するものであります。

尊敬する議員皆様。

わが民族は過去半世紀間、祖国の分断と、同族が殺し合う戦争という、辛い経験を重ねました。しかしその中でも、わが韓国国民は決して挫折することなく、1948年の建国以来、四つの大課題を遂行してまいりました。

第一は、共産主義者たちの反対を押し切って、国連監視のもと、圧倒的な国民が参加した民主選挙を通じて、大韓民国政府を樹立したことと、第二には建国後僅か2年にして、北韓共産主義者の南侵が行われた時、韓国国民は数百万の犠牲を払いながらも撃退したことであります。そして第三は、戦争の廃墟の中で再起して、世界第11位規模の経済大国を築き上げたことであり、第四には、下からの運動により、韓国国民の自力で民主政府を実現させたことであります。

しかし、急速な産業化と高成長の過程で、政経癒着と官治金融が彰著し、世界経済の変化に適応しきれなかった結果、ついに外貨危機を迎えるところとなりました。そしてわが国民は今、全面的な経済構造の調整に伴う苦痛を耐え忍んでいます。

昨年の12月19日、私が当選した時、わが国の外債総額は実に1,550億ドルに達していました。うち、直ぐに返済すべき短期外債が230億ドルであったのに対して、外貨保有高は僅か38億ドルに過ぎませんでした。それこそ国家破産の危機に瀕していたのであります。

そのような外貨危機を克服する過程で、日本の支援が大きな力となりました。日本は、韓国の短期外債延長にあたり、その3分の1を超える79億ドルを、中長期外債に転換して下さいました。世界のどの国よりも、多くの協力をして下さいましたのであります。

「苦しい時の友人が真の友人」という言葉があります。私はこの席をかりて、改めて、日本の積極的で誠意のこもったご協力に対し、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今、わが韓国の国民は一丸となり、経済難局克服のために邁進しています。現在、外貨保有高はかなりの程度に達しており、外国の投資も引き続き増加しています。国内的にも金融、企業、労働、それに公共部門に対する改革が、着実に進んでいます。私と韓国国民は、現在推進中の改革を必ず成功させ、経済再建の基盤を固めるべく、全力を傾注しています。

韓国が経済危機を克服するうえで、何よりも切実なのが外国からの投資であります。わが政府は、外国の投資家が国内投資家と同一の条件下で活動できるよう、関連制度と法律を果敢に改善しました。韓国は今、外国投資家たちが安心して、自由に企業活動ができる国を造りつつあります。

私はわが韓国国民に、「外国資本もわが国に投資すれば、われわれの企業である。今は、資本所有主の国籍が問題ではなく、その企業が、どこに投資しているかが重要である。われわれは外国資本を歓迎し、積極的な協力を惜しんではならない」と、説得してきました。

私は、日本の投資家たちがこうした韓国政府の努力を信じ、韓国に対して積極的に投資を拡大して下さいよう、期待しております。

世界経済とアジア経済における日本の役割は、いくら強調しても強調しきれません。私は、日本の構造改革と内需振作努力が成功を収めて、日本経済が早急に回復し、アジア経済危機克服の機関車となって下さるよう、心より期待しております。

尊敬する両院議長、
並びに議員皆様。

われわれ両国は共に強力な人的資源を有しています。われわれ両国では文盲率が「ゼロ」に近く、高い教育水準と勤労性に富んだ国民があります。また、東洋と西洋の文化に対して、深くかつバランスのとれた識見を持っている知識人たちがいます。それに、西欧で始まった民主主義と市場経済を、自国の土壌に根付かせた、政財界の指導者たちがいます。

われわれ両国が善き隣人、善き友人同士として手を握り、21世紀を開拓していくのに、克服できない障害はありません。

ただ、両国の政府と国民の、強力な実践意志が要請されるのみであります。

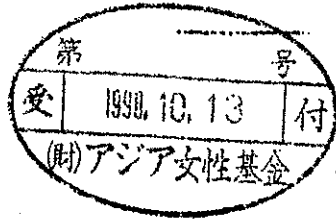
1500年に亘った韓日交流の歴史が、われわれを見守っています。われわれ両国は、長くて驚い交流の歴史に劣らぬほど、幅広く活発な協力の歴史を、創っていくべきであります。世界化を志向するわれわれ皆の未来には、両国国民の篤い友好と親善が待っていることでしょう。

今回の私の日本訪問が、こうした両国の国民的期待と時代的要請に応え、21世紀の韓日パートナー関係を構築する、堅固な礎となりますよう祈念してやみません。

ご清聴有り難うございました。

大韓民国大統領の訪日によって成し遂げられた日本国小淵恵三総理の20世紀の過去の清算のための「過去史に対する痛切な反省と心からのおわび」という表現の水準は、被害者である挺身隊(ママ)(元慰安婦)ハルモニたちも理解はするものの、一生経験しなければならなかった無数の苦痛で、日本をのろい胸の底にしこりとなって残っているわだかまりの感情は和らぎはしませんでした。しかし、大韓民国大統領も被害者ハルモニたちに対する慰労と経済的な支援を行い、また、日本の橋本龍太郎前総理のおわび文とアジア女性基金事業による日本政府と日本国民の誠意ある募金等によって、遅しという感はまぬがれないにしても、アジア国民基金(ママ、以下同様)は、従軍慰安婦被害者のためにいくらか残っていない生涯に少しでも助けとなるようにという目的で設立されたものとして、世界の良心が納得するように持続的な支援を行わなければなりません。過去の過ちを清算するためには、日本政府やアジア国民基金が果敢な行動と実践のもとに、被害者たちの自由意思にしたがって支給することによって、韓国内の反日感情は解消されるでしょう。また、強制連行徴用者等、部分的に道義的責任などを解消することができる生死確認、遺体発掘、慰霊祭、遺族交流などの小さなことから解決していくことができる基金となったださることを望みます。1965年の韓日条約の時のように、被害者の人権を無視したまま、被害者に対する転向的な態度もない謝罪と反省という言葉だけでは、真の解決にはならないということを日本政府やアジア平和基金(ママ、以下同様)は忘れてはなりません。

私たち被害者ハルモニたちも今やどの団体にも利用されることなく、今日も集いをもち、アジア平和基金は適切な措置だったと考え、受け入れる準備をしているくらいなので、日本政府やアジア平和国民基金は被害者ハルモニたちの積もりつもった恨みを墓にまでもっていかないですむように、そして、最後に、人権と自尊心を踏みにじることはないようにと願うものです。日本政府及びアジア平和国民基金は被害者ハルモニたちの自由意思に任せ、もし1965年韓日条約の時のように韓国国民や被害者たちを忘却するとすれば、反日感情は一層大きくなることを認識し、アジア平和国民基金を解体したり中断したりしては、不幸だった過去の清算として、韓国国民や被害者たちの問題に積極的な解決をもたらさないということを認識しなければならないでしょう。問題の解決は、すなわちアジア平和国民基金だけが行うことができるのであって、基金内の政府関係者や学者は歴史を否定したり、日本の戦争被害者の苦痛をなめてみるができなかったからといって、助けにはなろうとせず、被害者たちの意を否定したりするならば、被害者たちを国連憲法裁判所に駆け出すことになるということを肝に銘じなければなりません。アジア平和国民基金は日本政府と日本国民の本来の目的を着実に履行することを要求します。



일본국 오부치 게이조 총리 귀하
아시아여성기금 학라분께 귀하

대한민국 대통령의 방일로 이루어진 일본국 오부치 게이조 총리의 20세기 과거청산을 위한 "과거역사에 대한 통절한 반성과 마음으로부터의 사죄"라는 수종의 표현은 피해자인 정신대 할머니들도 이해는 하나 한평생을 적어야했던 무수한 고통으로 일본을 저주하며 가슴에 응어리진 앙금의 감정은 풀리지 않았습니다. 그러나 대한민국 대통령께서도 피해자 할머니들에 대한 위로와 경제적 지원도 있고 또한 일본의 하시모토 류타로 총리의 사과문과 아세아 여성기금 사업으로 일본 정부와 일본 국민의 상의있는 모습 등으로 늦은감은 있으나 아세아 국민기금은 중궁위안부 피해자를 위하여 얼마남지 않은 생애 조금이나마 도움이 목적으로 설립된 것으로서 세계의 양심이 승복하도록 지속적으로 지원해야 하며 과거 잘못을 청산하기 위해서는 일본 정부나 아세아 국민기금에서 과감한 행동과 실천으로 피해자들의 자유의사에 따라 지원함으로써 한국내 반일감정은 해소될수 있을 것입니다. 또한 강제징용자등 부분적으로 도의적 책임등을 해소할수 있는 생사확인, 유해발굴, 위령제, 유족교류등 작은것부터 해결할수 있는 기금이 되어주길 바라며 1965년 한일조약체결후 피해자의 인권을 무시한 채 피해자에 대한 전향적 태도 없이 사죄와 반성이라는 말판으로는 진정한 해결이 되지않음을 일본 정부나 아시아 평화기금을 잊어서는 안될 것입니다.

우리 피해자 할머니들도 이제 어떤 단계에도 이용물이 될 수 없어 오늘도 모임을 갖고 아세아 평화 국민기금을 울바를 조직했다고 생각하며 받아들이 준비를 하고 있는 만큼 일본정부나 아세아 평화국민기금은 피해자 할머니들의 한맺힌 친한을 무덤까지 가져가지 않도록 마지막 인권과 자존심을 짓밟지 마시기를 바라며 일본정부와 아세아 평화국민기금에서는 피해자 할머니들의 자유의사에 맡겨주시고, 1965년 한일 조약체결후 한국국민이나 피해자들을 망각한다면 반일감정은 더욱 커질 것을 인식하고 아세아 평화국민기금을 해체하거나 중단해서는 불행했던 과거청산은 한국국민이나 피해자들의 문제에 적극적인 해결은 이루어지지 않는다는 것을 인식해야 할것입니다. 문제의 해결은 곧 아세아 평화국민기금만이 할수 있으며 지금내 정부인사나 학제인사는 역사를 부정하고 실지 일본전쟁의 피해자의 고통을 겪어보지 못하였으므로 도움이 되지 않고 피해자들의 뜻을 부정함은 피해자들을 유엔 헌법재판소로 끌어내려는 것을 명심해야 할 것이며 아세아 평화국민기금은 일본정부와 일본국민의 본래의 목적을 착실히 이행할 것을 촉구합니다.

정신대 할머니 일동

判決言渡文日

判決言渡し 平成一〇年一〇月九日午前一〇時〇〇分
東京地方裁判所民事第一五部 裁判長裁判官市川頼明 裁判官田中敦 裁判官岩井直幸

平成五年(ワ)第五九六六号、同年(ワ)第一七五七五号補償請求事件

原告 マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン外四五名
被告 国

主 文

- 一 原告らの各請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 事案の概要

本件は、フィリピン国籍を有する女性である原告らが、いわゆる第二次世界大戦当時、フィリピン国内において、進駐してきた日本国の軍隊(以下「日本軍」という。)の兵士らから、暴行、監禁及び強姦等の被害を受け著しい精神的苦痛を被ったとして、被告である日本国に対し、原告一人につき二〇〇万円(合計九億二〇〇万円)の損害賠償を請求した事案である。

原告らは、右請求の根拠として、①国際慣習法に基づく損害賠償請求権、②「人道に対する罪」違反に基づく損害賠償請求権、③フィリピン国内法に基づく損害賠償請求権及び④日本の民法に基づく損害賠償請求権を主張し、被告は、これらをいずれも主張自体理由がないとして争っている。また、⑤原告らの被害事実の有無及び損害額も争点となっている。

第二 当裁判所の判断

原告らは、第二次世界大戦中の一九四二年から一九四四年ころまでの間に、フィリピンを占領した日本軍の構成員らによって、暴行、監禁、強姦等の著しい被害を受けた旨主張しており、原告らの各陳述書や各本人尋問の結果は、いずれも、右主張事実内容となつてゐる。

しかしながら、本件においては、原告らの主張する損害賠償請求権の有無自体に争いがあるので、先に、これについて判断する。

一 国際慣習法に基づく請求について

1 国際慣習法の成立要件等

国際慣習法とは、「法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習」をいうと解されるところ、これが成立するためには、諸国家の行為の積

み重ね（国家実行）を通じて一定の国際慣行（一般慣行）が成立していること及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在することが必要である。

そして、国際法は、国家と他の国家との関係を規律する法であるから、一般に個人が国際法上の法主体性を有するものではなく、国際法が個人の生命、身体、財産等の個人的利益を保護しようとする場合にも、国家に対し個人の権利、利益を侵害してはならないとの義務を課しつつ、その義務の違反行為に対しては、被害を受けた個人の属する国家が外交保護権を行使して被害を与えた他の国家に対しその個人の損害賠償を請求するという方法によって、間接的に被害者の救済を図ることを予定しているものである。したがって、個人がその所属する国以外の国家に対し権利侵害による被害回復を直接求め

るには、これを認める特別の国際法規範が存在しなければならない。

2 条約三条の意義

ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則の各規定の趣旨や前記の国際法の一般原則などに鑑みると、ハーグ陸戦条約三条に規定された賠償責任は、軍隊及びその構成員にハーグ陸戦規則を遵守させる目的の下に、右規則違反の行為を行った軍隊及びその構成員の所屬する交戦国に対する制裁として定められたものであり、交戦国が、被害を被った個人の所屬する国家に対して負うべき国家間の賠償責任であって、それ以上に、ハーグ陸戦条約三条が、被害者個人に対し、国際法上の実体的な損害賠償請求権とこれを実現するための国際法上の手続的な請求権を付与しているとはいえないと解するのが相当である。

3 条約三条の起草過程

ハーグ陸戦条約三条の起草過程において各国代表が意図していたのは、ハーグ陸戦規則に違反する行為を軍隊構成員が行った場合、その構成員が所屬する国家は、たとえその国家が直接命令を下していない場合でも、被害者の被った損害について国家として責任を負うという、国家責任の肯定である。各国代表の意見の中にも、同条約三条が、被害者個人に対し交戦国家に対する直接の損害賠償請求権を与えるものであるとまで想定した明らかな発言は見当らない。

したがって、起草過程を検討してみても、同条が、ハーグ陸戦規則違反行為によって被害を被った個人が、交戦当事者である国家に対し、直接の損害賠償請求権を有することを認めているものと解することはできない。

4 戦後における条約三条の法理の再確認等

原告らは、原告ら主張のハーグ陸戦条約三条の法理は、一九四九年の戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約一五四条、第一追加議定書九一条、混合仲裁裁判所、ミュンスター行政控訴裁判所の判決、国連の賠償の例、国家間一括支払協定、ドイツのボン地方裁判所判決等の事例によって、戦後再確認され発展してきている旨主張する。

しかしながら、原告ら主張の右具体的事例を検討してみても、原告らが主張するような法理を戦後再確認したものと認められないし、また、ハーグ陸戦規則違反の行為によって被害を被った個人が、交戦国に対し、直接に損害賠償請求権を行使し、右国家がその義務を履行して賠償金を支払ったという国家実行が行われた事例が存在するとも認められない。

したがって、この点からも、原告らが主張するような法理が、ハーグ陸戦条約三条に成文化され、あるいは、国際法上の一般慣行として成立し、法的確信として存在して、国際慣習法となっていたと認めることはできない。

5 結論

ハーグ陸戦条約三条の文言、条約起草過程における各国代表の提案内容、先例及び国家実行等について詳細に検討してみても、原告らが被害を被ったと主張する第二次世界大戦当時、占領軍の軍隊構成員が占領地に住む個人に対しハーグ陸戦規則違反の行為により被害を与えた場合に、被害者個人が、その軍隊の所属する国家に対し、直接の損害賠償請求権を有するとの法理を内容とする国際慣習法がハーグ陸戦条約三条に成文化されていたとは認められない。また、この他に、本件全記録を精査してみても、原告ら主張の右法

理が国際的慣行（一般慣行）として成立し、かつ、それを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在していたと認めることはできず、原告らの主張する国際慣習法の成立は認められない。

したがって、国際慣習法に基づく原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

二 「人道に対する罪」違反に基づく請求について

人道に対する罪とは、戦前及び戦争中一般人民に対してなされた謀殺、掃滅、奴隷化、強制移送及びその他の非人道的行為若しくは政治的、人種的、宗教的理由に基づく迫害をいうものと解されるが、ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例及び極東国際軍事裁判所条例等が定められた趣旨は、第二次世界大戦等において非人道的行為等を行った行為者個人の刑事責任を明らかにし、これを処

罰するためであったこと、ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例六条及び極東国際軍事裁判所条例五条が「人道に対する罪」として規定しているのは、明らかに違反行為者個人の犯罪構成要件であること、近代の法体系においては民事責任と刑事責任が峻別されていることなどに鑑みると、「人道に対する罪」に該当する行為が敢行されたということは、違反行為者個人の国際刑事責任を追及するための構成要件該当性が具備されたというにすぎず、その違反行為者個人の所屬する国家の民事責任を基礎付けるものとはいえないと解すべきである。

この他、本件全記録を検討してみても、「人道に対する罪」に該当する行為を行った者の所屬する国家が、右違反行為によって被害を受けた個人に対し、直接損害賠償責任を負い、賠償金を支払うという国際的な慣行が成立している

ことを認めるに足りる資料は全くない。

したがって、右国際慣習法が成立していたことを前提とする、「人道に対する罪」違反による民事上の損害賠償請求権に基づく原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

三 フィリピン国内法に基づく請求について

1 法例二一条一項及びフィリピン国内法の適用

原告らは、本件各加害行為はフィリピン国内で行われているから、不法行為の成立に関する準拠法を定める法例二一条一項により、フィリピン国の法律が準拠法として適用され、本件各加害行為が発生した当時フィリピン国内で適用されていた民法（以下「旧法」という。）一九〇二条及び一九〇三条四文等によって、被告に不法行為責任が生ずると主張する。

しかしながら、後記のとおり、原告らが主張する本件各加害行為は、国家の権力的作用に付随するきわめて公法的色彩の強い行為であって、当時のわが国の法制度の下においては、国の権力的作用について一般私法の適用はないとされていたから、私法規定の抵触があるとして法例を適用することには大きな疑問がある。

また、右のように、当時のわが国の法制下では、国の権力的作用については、私法である民法の適用がなく、私法の損害賠償責任の領域に属しないものであったことに照らすと、原告ら主張の本件各加害行為が、私法規定の抵触を規律する目的を有する法例二一条の「不法行為」という概念に包摂されることについても疑問なしとしない。

さらに、原告らの主張する本件各加害行為について、フィリピン国内法で

ある旧法が適用されとしても、旧法がフィリピン国の主権の効力の及ばない外国国家である日本国の不法行為の成立やその損害賠償責任をも規定しているとは認め難い。

2 法例二一条二項と国家無答責の原則

法例二一条二項は、不法行為地法と日本の法律との累積的適用を認めたものであり、両国の法の要件とともに備えなければ不法行為が成立しないとしたものであると解するのが相当である。

昭和二二年に制定施行された現行の国家賠償法の附則六項は、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」と定めており、右法律施行前である本件各加害行為があったとされる第二次世界大戦当時のわが国においては、いわゆる国家無答責の原則が採用され、国又は公共

団体の権力的作用について、私法たる民法の適用がなく、これに基づく国の損害賠償責任はないとされていた。

原告らの主張する本件加害行為は、国家の権力的作用に付随する行為ないしきわめて公法的色彩の強い行為であるから、仮にこれが認められ、法例二一条一項により、フィリピン国内法において不法行為であると解されたとしても、国家賠償法制定前である右行為当時の日本の法律においては、国家無答責の原則により、不法行為として成立しないものである。したがって、法例二一条二項により結局、原告らの請求は認められない。

3 法例二一条三項と民法七二四条後段

法例二一条三項は、不法行為に基づく損害賠償の方法及び程度に関しても、不法行為地法と日本の法律の累積的適用を認めているものであり、不法行為

の効力に関して全面的に日本の法律による制限を認めたものと解するのが相当である。そして、日本の民法七二四条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解すべきであり、裁判所は、除斥期間の性質に鑑み、当事者の主張がなくても、右期間の経過により請求権が消滅したものと判断すべきである。

したがって、原告らの主張する本件各加害行為が不法行為と認められるとしても、本件訴訟は、右行為時である第二次世界大戦の終結から二〇年以上を経過した日に提起されたことが明らかであるから、原告らの主張するフィリピン国内法に基づく損害賠償請求権は、民法七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものである。

4 結論

よって、フィリピン国内法に基づく原告らの請求は、いずれにしても、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

四 日本の民法に基づく請求について

1 国家無答責の原則

原告らは、天皇あるいは幕僚らによる戦争指導、作戦行動過程における監督義務違反の不法行為によって本件各加害行為が発生したと主張するが、仮に、そのような監督義務違反の行為が認められ、これが日本国内で犯されたとして、法例二一条一項により日本の法律である民法七〇九条、七一五条が準拠法になるとしても、天皇や幕僚らの右戦争指導等の行為は、明らかに国家の統治権行使ないしはこれに準ずるものであり、国家の権力的作用ないしきわめて公法的色彩の強い行為であるといえるから、国家賠償法制定前のわ

が国においては、国家無答責の原則により、民法の規定の適用が排除され、被告は、損害賠償責任を負わないこととなると解すべきである。

2 民法七二四条後段

さらに、仮に、原告らが主張するように、天皇あるいは幕僚らの監督義務違反の不法行為が認められて日本の民法が適用され、国家無答責の原則の適用がなかったとしても、本件各加害行為及び右監督義務違反は第二次世界大戦中に行われたものであり、本件訴訟は第二次世界大戦終結時から二〇年以上経過した後に提起されたことが明らかであるから、民法七二四条後段により、原告らの主張する損害賠償請求権は、除斥期間の経過によって消滅したものと認められる。また、除斥期間の性質に鑑み、信義則違反又は権利濫用の法理を適用する余地はないと解すべきである。

3 結論

よって、原告らの日本の民法に基づく請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がない。

五 総括

以上のとおりであり、原告らの本訴各請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がないから、これらを棄却すべきである。

以上

恒久平和のために真相究明法の提出を目指す議員連盟（仮称）
設立総会 次第

9月30日（水）10:30

衆議院第二議員会館 第1会議室

- 一 議員連盟設立にあたっての経過報告（仮事務局より）
 - 二 呼び掛け人より御挨拶
 - 三 議題：
 - 1 役職の決定
 - 2 議員連盟名称の決定
 - 3 議員連盟の今後の活動及び運営方針
 - 4 その他
-

恒久平和のために真相究明法の提出を目指す議員連盟（仮称） 規約（案）

（名称）

第一条 本連盟は恒久平和のために真相究明法の提出を目指す議員連盟（仮称）と称し、略称を恒久平和議連とする。

（目的）

第二条 本連盟は、今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一定の時期において我が国の関与によりもたらされた惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の認識を深めるとともに、アジア地域の諸国民を始めとする世界の諸国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会に名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資することを目的とする。

（組織）

第三条 本連盟は、その趣旨に賛同する衆参両議員をもって組織する。

（役員）

第四条 本連盟には、会長、副会長、及び幹事を置く。

（事業）

第五条 本連盟は本規約第二条に定める目的を達成するため必要な事業を行う。

（会費）

第六条 本連盟の経費は会費等をもってこれに充てる。会費月額百円とし、議員歳費より徴収する。

（改正）

第七条 本規約は総会によって改正することができる。

たたき台

(案)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案要綱

平成十年四月三日

第一 恒久平和調査局の設置

今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一定の時期において我が国の関与によりもたらされた惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の認識を深めるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館内に恒久平和調査局と名付ける一局を置くものとする。

第二 所掌事務等

1 恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査するものとする。

一 今次の大戦の原因の解明に資する事項

二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政

府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために内地人以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となった者の就労等の実態に関する事項

三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）が行われた施設の設置の経緯、性的強制を行うことを目的として女性を集め、移送するために用いた方法、性的強制による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項

四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項

五 二から四までに掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により内地人以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項

六 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとった措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

2 国立国会図書館長（以下「館長」という。）は、1に掲げる事項につき調査を終えたときは、その結果

を国会に報告するものとする。また、毎年、調査中の事項について国会に中間報告するものとする。

3 恒久平和調査局は、1の調査及び2の報告を行うに当たっては、関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならないものとする。

第三 資料提出その他の協力等

1 関係行政機関の長は、館長の求めに応じて、資料の提出その他の協力をしなければならないものとする。

2 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。

3 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、第二の1に掲げる事項について学識又は経験のある者その他の1及び2に規定する者以外の者（国外にいる関係人を含む。）に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

第四 施行期日等

- 1 この法律は、〇〇から施行するものとする。
- 2 その他所要の改正を行うものとする。

たたき台

(案)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案要綱

平成十年四月三日

第一 恒久平和調査局の設置

今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一定の時期において我が国の関与によりもたらされた惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の認識を深めるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名譽ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館内に恒久平和調査局と名付ける一局を置くものとする。

第二 所掌事務等

1 恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査するものとする。

一 今次の大戦の原因の解明に資する事項

二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政

府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために内地人以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となった者の就労等の実態に関する事項

三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）が行われた施設の設置の経緯、性的強制を行うことを目的として女性を集め、移送するために用いた方法、性的強制による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項

四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項

五 二から四までに掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により内地人以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項

六 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとった措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

2 国立国会図書館長（以下「館長」という。）は、1に掲げる事項につき調査を終えたときは、その結果

を国会に報告するものとする。また、毎年、調査中の事項について国会に中間報告するものとする。

3 恒久平和調査局は、1の調査及び2の報告を行うに当たっては、関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならないものとする。

第三 資料提出その他の協力等

1 関係行政機関の長は、館長の求めに応じて、資料の提出その他の協力をしなければならないものとする。

2 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。

3 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、第二の1に掲げる事項について学識又は経験のある者その他の1及び2に規定する者以外の者（国外にいる関係人を含む。）に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

第四 施行期日等

- 1 この法律は、〇〇から施行するものとする。
- 2 その他所要の改正を行うものとする。

日本政府に
処罰と
賠償を
勧告した

マクドゥーガル 「慰安婦」問題報告書の中身

国連で日本軍の「従軍慰安婦」問題がとりあげられてから六年。今年八月にジュネーブで開かれた国連差別防止小委員会では、国際的批判から逃げ回ってきた日本政府に、最後のトドメを刺す「マクドゥーガル報告書」が全会一致で採択された。

前田朗

八月二日、国連差別防止・少数者保護小委員会（以下、小委員会）第五〇会期に提出されていたマクドゥーガル報告書を歓迎する決議が全会一致で採択された。

採択された 報告書の中身

報告書の正式名称は「武力紛争時における組織的強姦、性奴隷及び奴隷類似慣行。ゲイ・J・マクドゥーガル特別報告者の最終報告書」である。全体で六二ページあり、人道に対する罪、奴隷、ジェノサイド、拷問、戦争犯罪に関する国際法の体系的な研究だが、その後半二五ページ分は「第二次世界大戦時に設置された「慰安所」についての日本政府の法的責任の分析」と題して、前半の理論的研究に対する応用編となっている。

報告書は、奴隷の禁止は当時の国際法であ

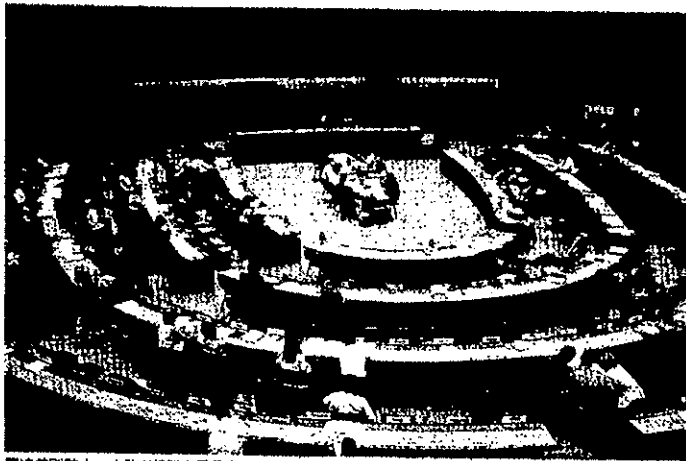
り、日本政府はこれに違反したと、日本軍「慰安婦」という性奴隷制は戦争犯罪であり、人道に対する罪に当たることを確認して、次のように四つの勧告をまとめている。

- ①国連人権高等弁務官は、「慰安所」責任者の訴追のために活動するべきであり、日本政府と協力して、「慰安所」設置等に関する証拠を収集し、被害者証言を保全し、日本の検察官による訴追準備を促進し、訴追を可能にする立法作業を進展させるよう協力するべきである。
- ②「国民基金」（財）女性のためのアジア平和国民基金は日本政府の法的責任を認めないための政策であり、法的賠償ではない。人権高等弁務官は、日本政府と協力して、被害者に金銭賠償するための迅速・適切な賠償計画を開始するために委員会を設置すべきである。
- ③適切な賠償のために、侵害の重

大性、公共の信頼を侵した罪の程度、経過した時間を考慮すべきである。

④日本政府は、被害者を認定して賠償し、犯行者を裁判にかけられるに進められた過程を年に二回、国連事務総長に報告しなければならない。報告書は日本語・朝鮮語で用意し、被害者に配付すること。最後に報告書は次のように述べている。

「終戦後、半世紀以上も、これらの要求の解決ができていないことは、女性の生命がどれほど低く見られているかの証拠である。悲しいことに、第二次世界大戦時の大規模に行なわれた性的性質を帯びた犯罪を処理することができていないので、今日も同様の犯罪が行なわれても不処罰のままとなっている。日本政府が法的責任及びその責任から生じる帰結を不完全かつ不適当にしか受け入れていないことは、まったく不適切である。



国連差別防止・少数者保護小委員会が開かれた会場。(1998年8月、ジュネーブにて)

今や日本政府は適切な賠償を支払うために必要な最終的手段を講じなければならぬ」

日本政府への 厳しい批判

「奴隷制の現代的諸形態」の討論は八月一四日に行なわれた。

最初にマクドゥーガル特別報告者が報告書を紹介する講演を行なった。講演の前半では、報告書と直接に關係する国際刑事裁判所規程が七月のローマ会議で採択されたことに言及し、強姦や性奴隷が人道に対する罪に当たることを確認した。後半は日本軍「慰安婦」問題に言及し、日本政府が法的責任を果たすべきであり、「国民基金」は解決にはならないと明言した。

次にNGOの発言が続いた。全部で一六のNGOが発言したが、ほとんどがマクドゥーガル報告書を絶賛した。日本軍「慰安婦」問題では六つのNGOが発言した。「国際民主法律家協会」のキム・ホンボク氏（北朝鮮従軍慰安婦、太平洋戦争被害者対策委員会）は、

日本はアジアで犯した誘拐、奴隷化や拷問について謝罪するべきなのに、クマラスワミ勧告も無視しているとした。

「国際教育開発」のカルン・パーク氏（アメリカ、弁護士）は、ドイツは適切な処理をして国際的に名譽を認められているのに、日本が賠償をいまだに拒否しているのは不適切であると指摘した。

「リベレーション」の権・鍾慶氏（朝鮮人強制連行真相調査団）は、日本が戦争犯罪人のプライバシーと称して、大量の重要文書を隠しているを指摘し、真相究明するよう要求した。

「国際友利会」のジョナサン・ソン氏（アメリカ）は、マクドゥーガル報告書に至る議論の発展を歓迎し、南アフリカで行なわれたような真相究明委員会を設立すべきだとした。

「アジア女性人権評議会」の吉田典裕氏（出版労連）は、右翼勢力が教科書から「慰安婦」記述を削除させようとしていることを紹介し、性奴隷を繰り返さないためにも歴史教育が重要であると指摘した。

また「世界改革教会連盟」の申恵秀氏（韓国挺身隊問題対策協議会）は、被害女性たちが描いた絵の写真を手に持って、彼女たちが日本政府の謝罪を求めながらこの世を去っていったことを訴えた。

次に四つの政府が発言した。ス

ーダンが自国の人権問題について発言した後、日本政府がマクドゥーガル勧告を拒否した（後述）。

韓国政府は、マクドゥーガル報告書は実にエクセレントだと賛辞を贈り、被害者全体が受け入れることのできる解決を行なうべきで、そのためには「国民基金」では不十分であり、韓国政府は被害者に支援金を渡したが、被害者の尊厳の回復のためには日本政府の責任ある解決が必要だとした。

フィリピン政府は、日本政府の「国民基金」に協力するが、被害者には日本政府の法的責任を追及する権利があることも認めるとした。

最後に委員発言が行なわれた。NGOや政府はオブザーバーであり、委員会の討議としては委員の発言がはるかに重要である。六人の委員が発言したが、アイデ委員（フルウェー）、ワイスプロット委員（アメリカ）らが次々とマクドゥーガル報告書を賞賛した。

特にファン・ゴーシヤン委員（中国）は、報告書を持って「慰安婦」問題の法的分析の箇所を開き、重要な部分を朗読しながら論を進めた。そして、ドイツやスイス銀行がユダヤ人団体に謝罪し、賠償を支払っている例に倣うよう日本に助言した。最後に発言したバク・サンヨン委員（韓国）も、報告書の重要項目を読み上げ、「慰安婦」問題の分析の結論を完全に

支持する、報告書は国際法の発展に貢献したと賞賛した。

このように全部で三〇の発言があったが、マクドゥーガル報告書に異を唱えたのは日本政府だけである。報告書はこうした討論の結果として全会一致で採択された。

常軌を逸した 日本政府の図策

マクドゥーガル報告書に対する日本政府の反応はいささか常軌を逸するものだった。

第一に、日本政府はまだ公表されていない段階で報告書の内容を日本メディアにリークし、事前に非難活動を展開したのである。報告書が公表されたのは八月一二日だが、日本各紙は八月八日夕刊で一斉に報告書の内容を紹介している。「読売新聞」は、報告書を拒否する日本政府見解、報告書を非難する「国民基金」見解に加えて、ヘクマラスワミ報告書とマクドゥーガル報告書の結論が異なるのは「問題だ」という横田洋三小委員会委員（東大教授）のコメントまで掲載して、報告書に反発した。

小委員会では、報告書を公表する前に関係政府に渡す。それも利用して、日本政府は事前の情報操作で国内世論を押さえ込もうとしたのである。

第二に、日本政府は八月一四日午後の発言で、マクドゥーガル報



ゲイ・J・マクドゥーガル特別報告者。
(98年8月19日。会場にて)

マクドゥーガル 「慰安婦」問題報告書の中身

告書の法解釈には同意できないし、勧告を受け入れることはできないとした上で、「小委員会は責任だとか特定の法律問題とかを議論したり決定したりするフォーラムではない」と発言した。

第三に、日本政府はその発言終了後に発言用紙を求めて集まった各国政府やNGOに、コピーを配付しなかった。ほとんどの政府やNGOは、口頭で発言するだけではなく、自分の発言用紙のコピーを用意しておいて配付する。日本政府も従来はそうしていた。ところが今回に限って、日本政府は配付を拒否し、レポート用紙を裏返して椅子（机ではない）の上に置き「名前を書け」と言う。会議は進行しているのに、会場のほぼ中央の日本政府席の周囲にしばらく人だかりができてワイワイ騒ぎが続く。ただでさえ「慰安婦」問題で注目されているのに、こんなに目立つことをして何の得があるのかと呆れてしまった。

第四に、日本政府は八月二二日の決議採択直後に記者会見を行ない、「今日の決議は日本とは何ら関係がなく、これが採択されたことと日本政府にとつての影響はまったくなく」と説明した。記者から「関係ないのなら、なぜ一四日の発言でマクドゥーガル報告書をアタックしたのですか」と質問されて狼狽する有様であった。

異様な反応は日本政府だけではない。

『読売新聞』は八月二二日の社説でマクドゥーガル報告書を非難した。報告書には事実誤認があるとしたうえで、戦争犯罪は日本だけではなく各国が犯しているのだから日本だけが非難される理由はないと聞き直っている。事実誤認があると言いが、指摘しているのは一つだけで、報告書が「慰安所」を「レイプセンター」と呼んでいるのは間違っているものである。しかし、報告書は一貫して「コンフォート・ステーション」という名称を用いており、その実質を評価して「レイプセンター」と表現している。『読売』社説は、報告書が日本だけをとり上げていると非難しているが、報告書はルワンダや旧ユーゴも取り上げている。報告書をよくに読み上げている。結論に感情的に反発して書いた社説であることが明らかである。『読売』社説は「日本のネオナチ」とシブネープでも話題になった。

横田洋三委員の言動もスリルに富んでいた。八日の『読売新聞』でのコメントでマクドゥーガル報告書を非難したうえ、一日に国連欧州本部内で開かれた日本人グループへの講演の際に、わざわざ『読売』社説を朗読して紹介し、マクドゥーガル報告書が不正確だからこういう反発が出ると述べた。

さらに「国際法学界では『慰安婦』に賠償が必要などという意見はほとんどない」「委員会の委員は全員が『国民基金』を評価している」とも発言している。また、二二日の講演の際に「今日『慰安婦』問題の決議があつたそうですね」と質問されて、「いえ、『慰安婦』問題の決議はありません」と断言した。『国民基金』運営委員としての大活躍である（なお、横田発言については録音テープにより引用した）。

八月一四日午前二時頃、筆者が委員会協会の喫茶ロビーでコピーを飲んでいたら、突然うしろで「今日はこれでいきます」との日本語。振り返ると、そこには日本政府の美根慶樹特命全權公使と横田委員が肩を寄せ合っていた。手渡されたA4サイズの書類をしばらく読んでいた横田委員が「これでいいでしょう」。委員会会場に向かつて歩く二人の後姿を見ながら、「横田委員は日本政府の顧問役も兼ねていたのか」と思わざるをえなかった。

課題は これからの運動

今回の小委員会の成果は、マクドゥーガル報告書である。報告書は、「慰安婦」問題に関する日本政府の法的責任を理論的に分析したもので、クマラスワミ報告書やILO専門家委員会勧告を受け継いで、その方向をさらに発展させた。九二年に「慰安婦」問題が国連人権機関に提起されてから六年、法的責任に関する論争はこれで完全に決着した。日本政府は勧告を拒否したが、報告書の内容に理論的に反論することを最初から諦めていた。

次の課題は報告書を国内の運動につなげていくことである。報告書は、謝罪と賠償を求める「慰安婦」訴訟にも、「歴史の暗殺者」たちからの攻撃に対する反論にも使える。報告書の内容と意義をきちんと伝えていく必要がある。

国際活動には課題が残されている。多くの戦後補償運動グループが連絡を取り合っている（日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会）は、今回も四人の日本人メンバーをジュネーブに送り込んだが、男ばかりである。委員会のロビーで活動している日本女性たちは「国民基金」の立派なパンフレットを配っていた。国際世論は、日本女性に「国民基金」支持だ、と不思議に思っているだろう。この問題での女性たちの運動の力量はすでに十分あるのだから、国際人権機関にも力を注ぐ必要があるだろう。

写真提供／筆者
また、あまら、東京造形大学造形学部助教授、日本民主法律家協会理事、青年法律家協会東京支部長、歴史の事実を掘りつめる会事務局。

戦後補償実現！FAX速報 No.234. 98. 9. 6.

編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 *E-mail cfrtyo@aol.com

◆金大中大統領「国民基金」を批判。“慰安婦”問題は日本政府の責任”と明言

韓国の金大中大統領は先月雑誌「世界」のインタビューに答えて、「女性のためのアジア平和国民基金」による償い金の支給は「事の本質をすり替えることになる」と厳しく批判、日本政府の自主的な国家賠償を望んでいることを明らかにした。65年の日韓条約で解決済みとの日本政府の姿勢にも「法的にはそう解釈もできるが、国連の場でもさらに問題になる」と述べ、賠償を拒否する日本政府の対応が国際的にも通用しないとの見解を示した。9月9日発売の「世界」10月号に掲載される。(9/5日)

金大中大統領の来日準備のため、洪淳瑛外交通商相が3日来日し、高村外相らと会談。韓国側が反対している「国民基金」問題について高村外相は「接点を見いだせるよう努力したい」と提案、洪外交通商相も同意したという。(9/4日) なお、リドレス国際キャンペーン'98(ICR'98)は2日洪外交通商相あてに、被害者の願いを受けとめ、日本政府による公式謝罪と国家補償の実現に協力するよう求める要望書を送った。

また、2日には韓国外交通商省の文偉柱アジア太平洋局長が「大統領訪日時に、日本側が過去の歴史問題で謝罪すれば、大統領はそれを受け入れる意向を表明する方針だ」と述べる(9/3日) など大統領訪日に向けて日韓外交レベルでのボールの投げ合いが活発化している。5日ソウルで開かれた日韓議員連盟(竹下登会長)と韓日議員連盟(金潤煥会長)の合同総会は、10月の金大中大統領訪日を成功させるために最大限の協力をし、「慰安婦」問題などを解決するために同議連内に戦後処理に関する小委員会を設置することで合意、共同声明で発表した。(9/6日・日)

◆26NGOが総理府に女性団体への政府援助と「国民基金」との切離しを要望

内外から批判を受けている「国民基金」が政府予算の女性団体支援の窓口になっていることは問題が多く、これらの事業が「国民基金」の免罪符とされかねないと、婦人民主クラブなど女性問題に取り組む26のNGOと研究者ら53人が3日総理府に要望書を提出した。①政府援助を「国民基金」と切り離すこと、②審査委員会は独立させ、審査内容などを公表すること、③政府は「慰安婦」被害者への法的賠償を行い、早急に「国民基金」の解散を検討すること、などを要望している。(9/4日)

◆韓国の元「慰安婦」李容洙さん台湾再訪問。被害現地を確認し、元特攻隊員を供養

韓国人元「慰安婦」李容洙さん(イ・ヨス、71)は8月下旬に台湾を訪れ、第2次大戦中に連行された当時の海軍航空隊基地跡(現台湾空軍基地)などを検証した。台北市婦女救援社会福利事業基金会の協力で22日新竹の空軍基地を訪ねた李さんは、地元の古老らの案内で、16歳の時から3年間拘禁された現地を確認。建物は壊されていたが、記憶に残る当時の風景と小川と堤、老木、小さな丘などが一致。李さんはそこで出会った「初恋の人」で「生

涯の恋人」でもあった亡き特攻隊員の冥福を祈って持参した白衣の婚礼衣装で冥婚式も挙げたという。また、台湾の元「慰安婦」らとも交流した。日本から都高教有志らが同行した。(8/23朝報・朝刊)

◆フィリピン元「慰安婦」裁判判決10月9日に東京地裁で

昨年12月に結審したフィリピン元「慰安婦」裁判の判決公判が10月9日(金)10:00-と決まった。東京地裁631号法廷。この日は、東京地裁で在日の「慰安婦」裁判(11:00-)、中国人「慰安婦」裁判(13:20-)もあり、夜の報告集会(シニア・ワーク東京講堂)は合同になる見込み。問合せ先⇒Tel03-3234-4090, Fax03-3237-0287 支援する会

<集会案内>金大中大統領の来日を機に戦後補償の実現を! 日韓連帯集会

9月18日(金)18:30-、シニアワーク東京・地下講堂(JR・地下鉄「飯田橋」下車、Tel.03-5211-2307)、アピール:韓国挺身隊問題対策協議会、太平洋戦争犠牲者遺族会、各団体、国会議員などを予定。参加費=500円。*当日午後、記者会見なども予定
賛同団体・賛同者募集中!(団体=3千円、個人=千円)。*次回実行委員会:11日(金)18:30-シニアワーク東京第1セミナー室、要請文検討など。

*連絡先=実行委Tel03-3237-0217, 5210-9816, Fax03-3237-0287, 3234-1006

■<案内>「アジアにおける第2次世界大戦の歴史を保存する世界連盟」年次総会

日中戦争における被害の歴史を記録する会の連合・連絡機関で中国および中国系の人々の草の根運動Alliance of Preserving the History of WWII in Asia(略称=グローバル・アライアンス、GA)の年次総会がカナダのトロントで開かれる。テーマは「一般の人々および若い世代を教育する」で、日中戦争の事実をどのように広く一般に伝えていくか、若い世代への教育はどうあるべきかについて検討する。10月15日(木)登録・レセプション、16・17日(金)発表・討論、18日実務ミーティング。参加費=100カナドル、宿泊費=約100カナドル、予約先=Ms. May Tong(mayjanes@asn.com)

【裁判情報】9月14日(月)15:00-中国遺棄ガス・砲弾被害事件、東京地裁703号

9月22日(火)16:00-中国人「慰安婦」(第1次)訴訟、東京地裁712号

【資料紹介】国連マクドゥーガル報告(英文全文+付属書「日本軍「慰安所」についての日本の法的責任の分析」訳+国連人権小委決議訳ほか):頒価千円+送料310円(9月15日刊行予定)、申込先⇒日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会Fax03-3237-0287

<「戦後補償実現! FAX速報」編集部からのお知らせ>

Eメールでの発信を開始します。英語版も発行します。ボランティアも募集中!

*かねてよりご希望が多かった「FAX速報」のEメールでの発信を10月から開始します。ご希望の方は、E-mail:cfrtyo@aol.com までお申込み下さい。料金は当面FAX版と同額月額千円です。

*「FAX速報」英語版もEメールでお送りします。日本語より1~2週間遅れになります。料金は日本語版と同額の月額千円。日本語版と両方購読の場合は併せて月額1500円です。翻訳・入力・資料整理などのボランティアも常時募集中です。

戦後補償実現！FAX速報 No.236. 98. 9. 20.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 日 *E-mail cfrtyo@aol.com

◆戦後補償実現・「慰安婦」問題解決を！日韓の市民団体ら共同で日韓首脳に申し入れ

9月18日戦後補償裁判支援団体や研究者など62団体、154人以上が共同で金大中韓国大統領と小渕首相あてに金大統領の来日を機に戦後補償の実現を求める要請文を発表し、韓国大使館と外務省を訪れ、手渡した。内容は①「慰安婦」被害者に日本政府が法的責任を認め、公式謝罪と国家賠償を行うこと、②「慰安婦」以外の戦争被害者に日本政府と企業が謝罪と賠償を行うこと、③日本政府が関連の全資料を開示することなど。山田昭次（歴史学者）、松岡澄子（関釜裁判を支援する会代表）、持橋多聞（強制連行企業責任追及裁判全国ネット世話人）さんらとともに韓国から来日した韓国挺身隊問題対策協議会の金允玉共同代表、太平洋戦争犠牲者遺族会の朴潤瑞副会長らも一緒に行動した。対応した兪炳宇韓国公使は、「被害者関係団体の要求はよく理解している。国民基金では話にならないことはすでに日本側に繰り返し伝えてある。後は日本政府が応える番」と外交レベルでのやりとりを説明した。夜シニアワーク東京で開催された日韓連帯集会には150人が参加、韓国側から聞いたグローバルになっていること、大統領来日後も継続した連帯運動が必要であることなどが強調された。要請の趣旨は、19日付東亜日報、ハンギョレ新聞などでも報じられた。キャンペーンは金大統領来日時まで続く。ソウルでは28日に遺族会主催、30日に挺対協主催の集会などが予定されている。＜*キャンペーンの次回実行委員会は24日（木）18:30-神保町区民館洋室Bで＞

なお、金英圭韓国大使は16日日本記者クラブで、金大統領訪日に「過去の歴史の清算」は不可欠で、「日本が自発的に、心からおわびと反省をすることを望んでいる」と述べた。（9/17朝）他方、17日外務省首脳は、金大統領来日時に発表する声明が「95年の村山談話の内容の枠内で行う方針に変更はない。韓国の方もそれで多くの人が理解してくれるのではないかと述べた。（9/18朝）また、ソウルを訪れた田英夫参院議員に19日金大統領は、2001年の天皇訪韓を求めることを示唆し、村山談話を創氏改名など具体的な内容で韓国国民に語ってほしいと、直接謝罪することを求めた。「慰安婦」問題については、「このままでは日本の立場を悪くする。今回、はっきり解決していただきたい」と希望を述べたという。共同声明の文言などをめぐる折衝が本格化してきている。（9/20朝・朝）

◆世界人権宣言50周年記念ソウル国際シンポでも“元「慰安婦」に謝罪と補償を”と決議

16・17日ソウルの韓国国会憲政記念館で世界人権宣言50周年記念国際シンポジウム「アジアにおける女性の人権：戦時下の女性に対する暴力」（主催＝韓国国会議員日本軍「慰安婦」問題研究会、韓国女性ホットライン、韓国挺身隊問題対策協議会など）が開催され、テオ・ファン・ボーベン教授（国連人権委員）が基調報告、各国の国会議員、NGO代表らが報告、発言した。国会議長を含む韓国議員団のほか、日本から円より子参院議員、台

湾から謝啓大立法委員らが出席した。討議の中でも日本軍「慰安婦」問題にかなり時間が
さかれ、17日には日本政府に「クマラスワミ、マクドゥーガル国連特別報告官の報告書を
考慮し、すみやかに国際法下の義務に従い、事実を明らかにし、被害者に対して公式謝罪
と適正な補償を行うよう」求めた決議が採択された。(9/17ICR'98)

◆VW社「人道補償基金」にワイツゼッカー元大統領らが協力の用意？

第2次大戦中のナチスによる強制労働被害者に対する独フォルクスワーゲン社の「人道
補償基金」(本紙235号既報)に西独元大統領のワイツゼッカー氏が監督者として参加・協
力する用意があると独誌「シュピーゲル」が報じた。ワ氏は84-94年に大統領を勤め、ド
イツは過去を直視すべきと主張、広く尊敬されている。同社はまたシュルツ元米国務長官、
ペレス元イスラエル首相、フラニツキー元オーストリア首相にも協力を要請中。(9/12AP)

◆都広報紙の都平和祈念館展示案の特集から「日本軍の加害の事実」の展示案消える

都平和祈念館の展示案を特集紹介した「東京都広報」9月1日号で、第2次大戦中に日
本軍がアジアで行った加害の展示について一切ふれられていないことが分かり、論議を呼
んでいる。都知事の諮問機関「建設委員会」が7月にまとめた報告書の中では、戦争被害
と同時に加害も展示するとの意見を併記していた。自由主義史観派の政治団体や都議の誇
大な反対の声に配慮して削除したのではとの懸念が広がっている。都は「限られたスベ
ースで載せられなかった。インターネットでの広報には載せている」と弁明、他意のない
ことを強調しているが、焦点となっている部分を除外した扱いに「問題点について都民の
意見を募集するための広報なのになぜ？」と、疑問と批判の声が広がっている。(9/17朝日)

◆「南京1937」上映妨害者に「表現の自由への脅威」と実刑判決

10日横浜地裁は今年6月に横浜市内の映画館で「南京1937」上映中にスクリーンを切り
裂いた右翼団体員に「表現の自由への重大な脅威」と1年4ヵ月の実刑を判決。(9/11朝日)

■<案内>VAWW-NET Japan/98テーマ:「東京裁判をジェンダーの視点で問い直す」公開講座

9月26日(土)13:30-東京YCCA101号、「東京裁判で何が裁かれ、何が裁かれなかったの
か」ビデオ上映+解説=内海愛子(恵泉女学院大教員)、主催=「戦争と女性への暴力」
日本ネットワークP03-5337-4088

■<案内>【講演会】戦後世代が父母の戦争をどう受けとめるか

10月1日(木)18:30-神戸市勤労福祉会館403号、講師=野田正彰(京都造形芸術大教授)
参加費=500円、主催=神戸で「再会」をみる会T/F078-691-6230

■<案内>【8月の会学習会】「慰安婦」問題はいまどうなっているか？

10月2日(金)18:30-船橋市東部公民館、テーマ=国連人権小委とフィリピン・インド
ネシアの実情、報告①「マクドゥーガル報告書の国際的な評価について」前田朗(歴史の
事実を視つめる会)、②「フィリピン・インドネシアの“慰安婦”を訪ねて」金英姫(戦
後補償実現市民基金)、資料代=500円、主催=戦争責任を考える千葉8月の会T/F047-353
-6585

【裁判情報/追加】9月22日(火)16:30-中国人「慰安婦」第1次訴訟第11回口頭弁論、
東京地裁712号、(報告集会=弁護士会館1003号・CD)

【資料紹介/訂正】国連マクドゥーガル報告(英文全文+付属書「日本軍「慰安所」につ
いての日本の法的責任の分析」訳+国連人権小委決議訳ほか):頒価千円+*郵送料240
円でした。申込先→日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会Fax03-3237-0287

戦後補償実現！FAX速報 No.237. 98. 9. 27.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■F102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217.

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 #E-mail cfrtyo@aol.com

◆日韓共同声明作成に向けて交渉大詰め。日本政府「村山談話」の再確認で収拾ねらう

9月25日日韓漁業協定が妥結したのにもとない、10月7日に来日する金大中大統領と小淵首相とが発表する共同声明などの文案の折衝が本格化してきている。21日ニューヨークで行われた日韓外相会談で、高村・洪両外相は「包括的な未来志向の共同文書」作成で合意したと伝えられる。日本側は95年8月の「村山談話」の再確認に留める方向で調整を進めており、韓国側の意向を受けて、韓国向けに創氏改名、日本語強制、天皇・神社崇拝などの強制を「文化侵略」として「反省」を表明する可能性が高まっている。ただ、この枠組では金大統領が強く求めている「慰安婦」問題の解決にはつながらず、「村山談話」とセットで登場した「国民基金」の取扱いも不明瞭になるのではないかと危惧する声が高まっている。ソウルでは、28日太平洋戦争犠牲者遺族会主催、30日挺身隊問題対策協議会主催の集会在予定され、日本からも「金大中大統領の来日を機に戦後補償の実現を！日韓連帯キャンペーン」の代表らが参加する予定。

一方、元シベリア抑留者でつくる「全国抑留者補償協議会」（神林共弥会長、本部＝山形）は30日にソウルで韓国の元シベリア抑留者組織「韓国シベリア朔風会」と合同で「シベリア問題日韓国際会議」を開き、辛苦をともにした韓国人元軍属らと連携を深め、日韓両国政府に強制労働に対する補償を求める共同コミュニケを発表する。金大中大統領にも日韓首脳会談で抑留問題を取り上げるよう陳情する予定。（9/22-27編み）

◆独シーメンス社も強制労働被害者に「人道支援基金」設立。対象ユダヤ人に限定せず

ドイツのフォルクスワーゲン社（本紙235・236号既報）に続いて、電気メーカーのシーメンス社もナチス統治下に同社工場で強制労働させられた生存者にVW社と同額の2千万マルク（約16億円）を拠出して「人道支援基金」をつくと23日発表した。両社とも対象をユダヤ人に限定せず、無給で労働させられた戦争捕虜らにも支給する。同社は1960年代にユダヤ人団体に数百万マルクの人道支援金を支払っているが、今回「なお生活に困窮している人に支援したい。必要に応じて拠出金は積み増しする」と説明している。1944年当時全従業員22万4千人の内、約5万人が強制労働だったという。（9/24編み）

なお、ドイツ第2の民間銀行、ドレスナー銀行も8月13日にナチス下のフランクフルトの武器製造工場で無報酬の労働を強制された生存者10人に人道援助として計8万マルク（約660万円）を支払っている。（8/14編み）

◆真鶴町議会が戦争加害の調査求める意見書採択。真相究明国会議員連盟も30日発足へ

旧日本軍によるアジア諸国への加害の実態調査を政府の責任で早急に求める意見書が、24日神奈川県真鶴町議会で全会一致で可決された。「神奈川・戦後補償実現のための意見交換会」「戦後補償を考える湘南市民の会」など4団体が4月に神奈川県内の市町村議会

に陳情したもので、出席した議員13人（自民・民主・公明・共産）の内、議長を除く全員が賛成した。この種の意見書が実際に採択されたケースは珍しいと9/25付朝日・夕刊は4段抜きで紹介した。

一方、鯨岡兵輔、鳩山由紀夫、浜四津敏子、土井たか子、武村正義議員を呼びかけ人とする「恒久平和のために真相究明法の提出をめざす議員連盟」が30日発足する。衆参両院の超党派の議員70人以上が参加を表明しているという。当面国立国会図書館内に「恒久平和調査局」を設置するための法改正などに取り組む予定。(9/17Japan Times 出)

◆在日の元「慰安婦」宋神道さん、提訴後初めて母国を訪問。家族と再会

在日の「慰安婦」裁判の原告宋神道さん(76)が、93年4月の提訴後初めて、17年ぶりに祖国韓国を15日から20日まで訪れた。日本から同行した支える会会員9人とともに15日ソウルで行われた日本大使館前の水曜デモに参加、憲政記念館で開かれていた国際シンポジウムにも参加して発言。その後訪れた「ナムムの家」ではハルモニたちと夜遅くまで親しく交流、金学順さんの墓前では無念の死を悼んで、しばし涙にくれた。17日生まれ故郷で妹と再会し、ともに語り、思い出の地を巡った。念願の旅を終えた宋さんは「疲れたけども、まるで夢見てえな毎日だった」と帰国後しみじみ語ったという。なお、宋さんの次回公判は10月9日(金)11:00-東京地裁713号法廷。宋さん本人も出廷予定。(趙静)

■<案内>国連NGO連絡会公開学習会「マクドゥーガル報告書を読む」

10月3日(土)18:00-星陵会館3F和室C(永田町)、①「マクドゥーガル報告書を読む」前田朗(東京造形大助教授)ほか、②月例連絡会、会場費=500円、主催=日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会T03-3237-0217、F03-3237-0287

■<案内>「もうひとつの歴史」入門編[第5回]松代大本営と工事と朝鮮人労働者

10月3日(土)18:00-東京ウィメンズプラザ第2会議室B(表参道)、松代大本営報告・スライド上映と報告=栗林敬一、資料代=300円、主催=「もうひとつの歴史館・松代」建設実行委員会千葉事務局 T/F043-256-1356(黒崎)

■<案内>マクドゥーガル報告と国連人権小委報告会

10月6日(火)20:00-国立・中一町目集会所(ダイヤパレス1F)、報告=前田朗、主催=<女と人権>くにたち市民の会+国連NGO連絡会(*19:30-20:00は<女と人権>くにたち市民の会の打合せ会)。連絡先T/F042-576-5905(武田)

■<案内>金大中大統領の来日を機に戦後補償の実現を!日韓連帯キャンペーン10・8集会

10月8日(木)18:30-渋谷勤労福祉会館集会室、関係者の報告とアピール(韓国などから被害者来日予定)、集会後デモも予定。連絡先=実行委T03-5210-9816/03-3237-0217、F03-3234-1006<*次回実行委=10月2日(金)18:30-神保町ひまわり館>

■<案内>徹底追究:戦争犯罪とは何か?[第1回]マクドゥーガル報告書を読む

10月8日(木)18:30-渋谷勤労福祉会館、報告=前田朗、参加費=500円(資料代含む)主催=歴史の事実を視つめる会T/F0426-44-3140(前田)

【裁判情報】9月28日(月)13:30-、韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会補償請求裁判、東京地裁、(最終弁論)/10月7日(水)15:30-、慶島花岡控訴審第2回口頭弁論、東京高裁

【資料紹介】●「国連マクドゥーガル「慰安婦」報告書の中身」/前田朗(『週刊金曜日』9/25) ●「いわゆる元従軍慰安婦問題-拒絶されたアジア女性基金」/野田峯雄(『周辺事態』第三巻増刊、1500円)

戦後補償実現！FAX速報 No.238.98.10.8.

編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 目 ■E-mail cfrtyo@aol.com

◆日韓共同宣言などで「慰安婦」・戦後処理について触れず。解決は先送りに

10月7日韓国金大中大統領が来日。一連の公式日程が始まった。日韓共同宣言案は6日付の読売新聞が全文を紹介したが、「植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、痛切な反省と心からのお詫びと反省を表明」「小淵首相の歴史認識の表明を評価」などと抽象的な表現に留まり、「慰安婦」問題など戦後処理に向けた具体的な文言はない。日韓首脳会談でも「国民基金」問題などは議題にならないもよう。記者会見での質問への対応が注目される。一部に失望の声もあるが、むしろ中途半端な妥協や幕引きをせず、経済協力問題と絡ませない形で別途交渉を継続することにした判断を賢明とする評価も出始めている。(堀め)

日韓の戦後補償要求市民団体らで組織する「金大中大統領の来日を機に戦後補償の実現を！日韓連帯キャンペーン」は本日（8日）16:00～参院議員会館（第5会議室）で記者会見を行い、18:30～渋谷勤労福祉会館で集会後、デモを行い、戦後補償実現を訴える予定。韓国韓国挺身隊問題対策協議会、太平洋戦争犠牲者遺族会代表、韓国・フィリピンの元「慰安婦」らも参加する。

◆障害者年金請求訴訟、東京高裁も棄却。行政・立法府の早期の対応を強く促す

在日の石成基さん(76)と故陳石一さんの遺族が厚生大臣を相手取って、戦争中日本軍属として動員され、負傷しながら、援護法の国籍条項のため障害者年金を受け取ることができないのは憲法違反として東京高裁に訴えていた訴訟の控訴審判決が9月29日出された。寛政生裁判長は「補償問題は高度に政治的問題で、国籍条項が不合理とはいえない」と請求を棄却した東京地裁の1審判決を支持、原告の控訴を棄却した。しかし、裁判長は「援護法の国籍条項を改廃するか、行政上の特別措置をとることが強く望まれる」との所見を示し、「日韓両国の外交交渉を通じて、請求権協定の解釈の相違を解消し、速やかに適切な対応を図るべき」と政府・国会の責任を指摘、早急な対応を強く求めた。(9/29読売)

◆「恒久平和真相究明法の成立を目指す議員連盟」が発足。謝罪に反発の自民・自由議員も

9月30日「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟」（本紙237号既報）が発足した。参加者はその後も増えて100人を突破。自民党8人を含む超党派で発足したが、役員などの選任は次回以降に。当面の課題はメンバー拡大と法案の準備。歴史認識を問う内容になるだけに前途多難との見方も多いが、今後の活動に期待する声が永田町の外に強い。(9/29、10/1朝) 一方、7日の自民党総務会では江藤隆美元総務庁長官らが日韓共同文書の中の「お詫び」を批判、また6日には自由党の議員有志19人が高村外相あてに「謝罪を」を折り込まないよう求める要請書を提出した。「村山談話」は国民共通の歴史認識ではなく、政府に国民の歴史認識を拘束する権限はないとしている。(10/7朝・朝、10/8読)

◆フィリピン下院に賠償法を求める対日要求決議案。上院議員署名には20人以上が署名

9月30日フィリピン下院にロメオ・カンダソ議員が「日本政府に第2次大戦中の性的奴隷または「慰安婦」の女性被害者の正義の要求を満たすための戦後補償法案の制定を求める決議」を提出した。国連マクドゥーガル報告・関釜裁判下関判決を受け、「日本の国会が法的な国家補償と公式謝罪をとおして「慰安婦」らに対し、日本の法的義務を完全に果たす法律を制定する最も適切な機会であろう」と指摘。「慰安婦」被害者のための補償法制定を強く求めている。フィリピン下院にこの種の決議案が提出されたのは今回で4回目だが、従来以上に日本に対し強い要求となっている。10月19日から審議が始まる予定。

一方、フィリピン上院では、9月30日からリラ・ビリビーナに所属する被害者らが上院議員に「慰安婦」および性的被害者への支援を求める署名を開始、10月6日までにサンチャゴ元大統領候補、エンリレ元国防相、ホナサン上院議員ら上院議員24人中20人が署名した。9日の判決を受けて議会での対日要求がさらに強まる可能性が高い。(ICR' 98 MNL)

◆フィリピンの元「慰安婦」6年間の闘いを1冊の本にまとめ刊行。出版記念会も盛会

アジア女性人権評議会(AWHRC)は92年以來6年間のフィリピンにおける元「慰安婦」の闘争の記録をまとめて英語で刊行した。議員や国連などでのロビー活動に活用するために編集されたもので被害者の体験やフィリピンのメディア、議会の動き、国連やILOの報告なども収録した包括的な報告。9月30日フィリピン大学内で開かれた出版記念セミナーには被害者と家族約60人が出席したほか、ロレン・レガルダ上院議員、ベナシン・マカランボン下院議員、アロヨ・マカバガル副大統領首席秘書官らが祝詞を述べ、日本・台湾からの連帯のメッセージも紹介された。本(A5版342頁)は議員らへの贈呈本と2冊セットで600ペソ、日本ではICR' 98が2千円(+送料340円)で取扱い中。申込み先☎F.03-3237-0287

◆あす10:00-フィリピン「慰安婦」裁判判決。東京地裁で「慰安婦」裁判公判同日に3件

あす(9日)10:00-東京地裁103号法廷でフィリピン人元「慰安婦」補償請求裁判の判決が言い渡される。「慰安婦」裁判の判決は4月の関釜判決に次いで2番目。国際法を本格的に請求理由とした戦後補償裁判としては初めての判決になり、ハーグ条約をめぐる判断が注目される。原告代表5人が出廷予定。フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会などが集めた東京地裁あてに提出した公正裁判を求める署名は9月25日までに28,172人分に達した。マニラでは今日(8日)15:00-日本大使館前でリラ・ビリビーナなどが日本政府への抗議と東京地裁に公正な判決を求める行動を行うほか、明日は10:00(11:00)~日本大使館前に集まり行動を予定している。なお、東京地裁では明日このほか在日の「慰安婦」裁判の公判が11:00-(713号)、中国人「慰安婦」裁判の公判も13:20-(709号)で行われる(いずれも傍聴券抽選は30分前)。韓国挺身隊問題対策協議会や台北市婦女救援社会福利事業基金会代表らも傍聴する予定。報告集会は3裁判合同で、18:00-シニアワーク東京(飯田橋、参加費800円)で。

◆映画「南京1937」川崎上映会、施設使用申請取り下げ圧力はね返し、使用許可勝ち取る

川崎市中原区の「エポックなかはら」で上映予定の映画「南京1937」に対し、上映阻止をめざす右翼の街宣活動が激化し、周辺住民への配慮から川崎市が上映実行委員会に施設使用申請の取り下げを要請していた問題で、実行委員会側は「表現の自由を守れ」と主張した100人の賛同を得た要請書を7日川崎市に提出。同日川崎市から「使用許可」が発表された。右翼の態度に迎合しがちな自治体行政に歯止めをかけた意義は大きい。(獨協大)